監獄協會雜誌

第參拾卷
第二號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾卷第一號ヨリ大正六年一月二十日發行毎月一回二十日發行）
明治三十一年五月廿日印刷　同年同月廿五日發行　（二月二十日發行）

目次

論說（肉體的缺陷と犯罪との關係……醫學士　古瀨安俊……（一）
講演（英國に於ける幼年監獄……大審院判事　磯谷幸次郎……（七）
資料（還送事犯に對する政策（承前）……勝　堂……（二三）
處務片言……眞趣齋學人……（二九）
譚叢（予は看守諸君と語る……典獄　有馬四郎助……（三〇）
米國紐育シンシン監獄訪問記（承前）……北　筑　生……（三一）
統計（大正五年十二月中入出監並月末在監人員表外三表……（三九）
松室司法大臣の訓示を讀みて……神谷楮堂……（四七）
寄書（少年受刑者身神狀態調査（承前）……藤本慶太郎……（四九）
最近十三年間の死亡者に就て（承前）……鈴木　勇……（五六）
監獄生活と普通生活との不調和を如何にすべきか（承前）……苅屋哲公……（六三）
監獄衛生雜感……石崎貧樂生……（六七）
雜纂（尾原氏著「新時代の人格」を讀む……北島良吉……（七一）
餘寒隨筆……一品料理……椽下の力……文明開化……揚足物語……法聲散史……（七二）
學問の解……改膳不能……（七五）
女の犯罪と暗示○人類の遺傳○東京市養育院の近況……（七九）
通信（浦和通信……姬路分監便り……（七九）
彙報（表彰式其他……叙任……會報……茶話會……贈與金……監獄官練習所……公文……（八一）

論說

監獄協會雜誌第參拾卷第貳號

論說

肉體的缺陷と犯罪との關係

醫學士　古瀨安俊

一九〇七年紐育に一感化院設立せられたり、名つけてホーソーン學校と云ふ、同年四月二十五日初めて一名の兒童を收容せし以降、年を追ふて收容する兒童は增加し、一九一二年の終りには、現在數三百十六名に達せり、少年裁判所判事によりて送り込まるゝ兒童は、此の感化院に於て特に目と耳と咽喉との檢査を受く、斯くして其の示す統計は、五百名に就き異常なき兒童は僅かに三割に過ぎずとなさる、而して加療の結果は、全院の成績に著大なる影響を示しつゝあり、別言せば如斯種類の兒童に向つて取る可き第一の手段は、其の病的狀態の矯正法なるを公知せしめ

たり、獨り感化院に於て此の必要あるのみならず、監獄に於ても學校に於ても亦等しく此の手段の必要を認めずんばあらず、醫學と教育學との接觸は年を追ふて親密の度を加ふるに際し、犯罪學と醫學とは更により以上に親密ならんとす、ミネヤポリス、ヘンネピン地方少年裁判所調査部長醫學博士エチ、チー、ニーカークは、肉體に存する缺陷が犯罪と密接の關係あるを力說して世の注意を引けり、醫學の立場にありて刑の執行を研究せんとする者、司獄の任にあるもの及び世の導者としてに常に警世せんとする者に取りては茲に紹介せんとする博士の說は極めて傾聽するに値す

肉體の立脚地より吾人は神經統制の損失又は缺陷が犯罪の根本原因なることを認むるも何等の差支へあるべきを覺えず、而して此の神經統制の損失又は缺陷は更らに分類して(A)神經刺衝によるものと(B)神經系統の發達上大なる缺損によるものと(C)神經系統の高等中樞の發達缺損によるものと爲すことを得べし而して此等の諸要素は可婚期に於て悉く其の力を逞ふすることあり、今回の研究に神經刺衝の原因を考ふるに、その中には醫師間に熟知の疾病あり、

よりて吾人は其が左の順序に從つて重大なることを見たり、包莖及び包皮の延びて刺戟を感じ易すき事、アデノイド、扁桃腺病、營養不良、眼の過勞、齒牙壓接、慢性盲腸炎、脫肛及腸虫これなり、勿論一切の身體的缺損は多少神經刺衝の原因たることあれど、以上は就中最重要のものたることを知り得たり

統制缺損の第二の原因は、神經系統の發達不良なり、此種の兒童は割合に少なしと雖も、其の犯かす罪は多くは比較的重大の罪なり、屈列陳病、モンゴル病腦水腫先天性小頭並に大腦麻痺、癲癇、癲狂等に於けるが如き精神發達不良を後天的に有するもの、及び徹毒諸症の如きは此の群の兒童に於て認めらる、又腦の傷害による統制缺損の例も此の類に入る、此等の兒童は折角の計畫も遂行するの力なく、其の苦心の結果も之を收めざるの傾きあり、彼等の犯罪は單に小供らしき頭腦より出でし天眞爛漫の所業なるのみ

第三類は腦發達の缺陷に原因する統制缺損の例にして、著るしく重大なるものなり、前の一群は特に大きく肉眼にて見ゆる如き腦の變化に原因せるものなるに反し、之れは顯微鏡的變化によるものなり、此の類は研究者によりて異なる分類と

區分せらるゝことあるも、其の例數も多く且つ重要なるものとす、從來この種の兒童は偏へに偏窟にして奇癖あり、又は只だ單に惡性なるものと考へられ(彼等自ら惡人たらんことを欲するが故に)相當の鞭打を爲すことは、其の再犯を防く可き科學的又は實際的なる無上の解決法とせられたりしなり

余の研究によれば、此等の兒童は多くは異種交配による遺傳の惡影響を受けしものなり、即ち多くは片親は可なり普通にして、よく平衡を得たる精神を有するにも拘はらず、他の一方の親は之に反するものなり、白痴と魯鈍とは多くは直接に不正の遺傳によるものなることは、現に一般公認の事實に屬す、之と同じく凡ての精神薄弱者も(普通より魯鈍に至るまでの各種各階段を含めて)多くは貧弱なる遺傳の所產なりと余は信す、此の如く遺傳の豐富ならざるを致せし原因は、主として飲酒(小兒出生前久しく續きし)と活力消耗の疾病(例令ば結核、黴毒等)其他上流婦人ならば「カルタ」夜更かし、貧民ならば稼ぎ過ぎ、等の爲めの神經過勞並びに以上と性質を同ふする出生前の諸影響にあり

兒童期の各年齡にありては、其の年齡の異なるに從ひ、犯罪の趣きも亦相異なる、

又種々の原因によりて影響を蒙むるものなり、然れども就中最も有力なる一要素は勿論可婚期即ち青年期なり、何故かは吾人も知らず、然れども此の年頃になれば兒童も著るしき變化を呈し精神の虛弱なる兒童の特に然かるは確實なる事實なり、普通の兒童ならば新經驗及び生の覺え初めの時の心的錯亂を豫防するに至る丈けの自制心あり、即ち淺瀨を經て無事に波靜かなるところに出つる丈けの心の力を有す、然るに神經系統に於て不良なる遺傳を有する兒童は、此の最も大切なる時機に自制心を缺き、一度び躓づけば再び浮かむ瀨なきに立至るものとす、此の時期に於ける兒童の保護に就きては父母たるもの大に心得居らざる可からず、之を無事に通過せば兩親も其の將來を案するに及ばず、其後は獨り手に習慣生じ、其の行動は統制あるものとなる可し、之に反して若し兒童が挫折し、偶ま自己の無理と思ふ刑罰に處せらるゝ事もあらば、彼は其の以後全くの罪人となり果つべし又た此の時期には兩性的欲望も增加す、故に其の方面に發達過多なる兒童あらば、之に對して特別の監督を爲し、同時に其の橫溢せる精力を利用する爲め相當の身體的勞作を爲さしめざる可からず、此の時期に過度の刺戟を與ふるときは、精神消耗を

起し却つて自制力を減するの結果を見るべし、又た此の時期(即ち人が大人となる時期)には自己を誇大して考ふるものなり、要するに此の時期の兒童は適應の時期を通過しつゝあるものなれば、其の平衡感覺が普通ならざる以上必ず不幸に墮つるを免かれず、されば此の時期は青年の生涯中の絶頂にして唯た極めて瑣細なる「はづみ」より普通の軌道を少しく離るゝときは、之れが本となりて本物の罪人ともなり、或は眞直ぐなる男々しき一生をも送る事となるなり

要するに犯罪の原因として肉體上の缺陷は從にして環境が主なること疑ひなし、而して惡しき遺傳による不安定なる神經系統即ち心的缺陷は、余の意見にては扁桃腺「アデノイド」及び眼病の如き一般の缺陷よりも一層重大なるものなり、かゝる缺陷ありとも平衡ある修練ある神經系統を有する兒童は此等の缺陷に打ち勝ち得べく之に反し不安定なる心意を有する兒童にありては、此等の缺陷が神經を刺衝するの原因となり、既に過勞したる腦髓に一層の刺戟を與へ、兒童に有害なる結果を及ぼすことも少なからざるなり

講演

英國に於ける幼年監獄

大審院判事　磯谷幸次郎君

監獄協會主事北島君から此茶話會に出席して何か話をせよといふ御依頼があつたのでありますが丁度一昨年の今頃でございましたか、免囚保護會の總會の時に、免囚並に監獄に關しますることを御話し致しましたので、其後別に變つた面白い御話もないのであります。併し折角の御依頼でありますから少し秩序を立てゝ御話をする考で居りました所が、色々公務が忙しいのと、少し風邪を引きまして、トント準備も出來ませんでしたが、折角御約束して置きましたことゆへ英國で見ました監獄の先づ謂はゞ實況を講話的に御話をして、御免を蒙りたいと思ふのであります。

監獄の事に付きましても今日は主として幼年監獄——此幼年監獄といふことは餘程意味の廣い言葉でありまするが、兎に角幼年者を收容しまする所の設備に付きまして自分の見聞しました御話をした

いと思ふ。御承知の如く近來歐羅巴、亞米利加等で少年犯罪者といふものが非常に增加し、一般の犯罪者も增加致して居ることは勿論でありますが、同時に幼年者の犯罪といふものは夥しく增加を致して居ります。能く言ふことでありまするが、此犯罪は文明の副産物といふのは尤もな言葉で、どうも文明が進みまするといふと犯罪は增加し、從つて又世の中の事物が複雜になりますると同時に犯罪も愈複雜に相成ります。英吉利の千九百十三年發行の刑事の統計表を見まするに、千九百十一年の英吉利の幼年裁判所、並に普通裁判所で審理致しました十六歲未滿の幼年者が三萬七千七百餘名——此英國と申しますのは所謂イングランドとウエールスと此二國で、スコツトランドとアイルランドは這入つて居りませぬ。其イングランドとウエールス丈けで以て、僅か一箇年で十六歲以下の幼年犯罪者が三萬三千七百人といふ莫大の數を示して居る。それから十六歲以上二十一歲以下の所謂青年の者で刑を受けました者がどれ位あるかと調べて見まするに八千七百餘名、殊に此八千七百餘名の中で二千百名といふものは倫敦の警察裁判所、即ち日本で謂ふ區裁判所で刑を受けた者であります。而も其中の半數以上は何れも再犯の肩書を持つて居る幼年者であります。我邦でも御承知の通り餘程不良少年の數が殖えたやうでありまするが今どれ位の數になつて居りまするか、又年々裁判所に現はれて有罪の判決を受け、或は監獄に這入りまする數がどれ位になるかといふことは唯今調べて居りませぬが、

併ながら英吉利の倫敦丈けで二千百人以上年々受刑者がある。同國で四萬人以上ありまする所から比較したならば、殆ど御話になるまいかと思ふ。幸に我邦の幼年者の犯罪といふものはまだ外國から比較して見まするといふと、增加はして居りまするが、先づ謂はゞ增加の途中に在るといふことは、實に我邦の幸とする所であらうと思ふのであります。

そこで向ふに參りまして、どうして外國では幼年者の犯罪が多いのであるかといふことを色々考へて見ましたが、是には勿論色々原因があることでありませうが私共日本人の眼から見まするといふと家庭といふもの丶性質が違つて居るといふことが餘程重大なる原因ではあるまいかと考へたのであります。私が向ふに參りましてホテルなどに長く居りますといふと、迚も向ふの事情が能く分らぬので是非何處かの家に入つて家庭の人になつたら宜からうといふことを頻りに勸められて居りましたので、向ふに行きまして暫くして或家庭に這入りまして、先づ日本で申すといふと中等以上の家庭でありますが、無論外國のことでありますから三度の食事は勿論、全く其家族同樣の暮しを約半年近くやりましたが、其間段々家庭の容子を見まするに、餘程日本とは事情が違つて居る。是はさういふ家庭に付ては御承知の方は澤山御在りのことゝ思ひまするが、殊に親子の關係といふものが餘程日本とは違つて居る。例へば民法を見ましても或は親族法を見ても非常に親子の間の權利義務がやかましい。

日本の家庭であると、さう親子が爭ふといふ場合もなければ、さういふことは實際上有り得べからざることでありますが、外國の方では親子の關係といふものが甚だ冷淡であります。其冷淡なことに付ては色々御話もありまするが、私の逗留して居た家に娘がありまして、他家へ緣附いて居つたが、或事情で子供を抱へて歸つて來て居る。其子供は二歲位の可愛らしい子供であります。所が三度の食事にちよつとも子供を食堂に連れて來ない。お爺さんもお婆さんも或は兄弟も皆私共と列席して三度の食事をやるのでありますが、肝腎の子供はちよつとも連れて來ない。時々食堂に「斯ういふ風に大きくなりました」といつて顏を見せに來る位のもので、日本の考でございますといふと、赤ん坊は勿論のこと、子供は殆ど家庭の中心である。始終其子供を抱いても居りまするし、又食事の時は勿論のこと、殆ど二六時中、親子といふものは一緒に居つて、家族といふものは團欒である。然るに子供をちつとも連れて來ませぬから聽いて見ました。「一體お子さんは食事中はどうなすつて居らつしやる」と言ひますと、「自分の寢る部屋に置いてあります」と申します、そこで私が「二つや三つのお子さんでは危いではありませぬか」といふと、「大概はベッドの上に子供を置いて、落ちないやうに紐か何かで結へ附けて置く、或は時に依りますと、椅子を三つ四つ位寄せて、其眞中に置いて、動いても落ちないやうに椅子で取圍んで置く」といふことで、さうして母親は悠々と食堂で食事をして居る。是は珍らしいことで、我々日本人の家庭では子供といふものが寧ろ御馳走になる位なのが、向ふでは二つか三つの子供を食堂に入れないといふ位の有樣でありまして、唯三時若くは三時半に茶を飮みます時に、偶に自分の子供を連れて來てお爺さんお婆さんに見せる位、從つて親子の關係も薄い、のみならずお爺さんお婆さんと、孫との關係も冷淡なことを夥しく感ずるのであります。それで英吉利のみに限りませぬが、公園等を步いて見ましても、町を步いて見ましても、親が子供の手を引いて步いて居るといふことは先づ殆ど無い。ハイドパークの公園などは近い所ですから度々行つて見ましたが、親が子供を連れて步いて居るのは殆ど見ない、子供は子供丈け、夫婦は夫婦丈けといふ譯であります。其他活動寫眞に行つて見ましても、活動寫眞などは日本では寧ろ子供の遊ぶべき所になつて居るに拘はらず、矢張り子供といふものは餘り來ては居らぬ。即ち活動寫眞といふものは子供が行くべきものでないといふ意味で一向行つて居らぬ。さうして又丁度私の居りましたアールスコートといふ所で博覽會がありました。武器類等の展覽の爲めに開ひた博覽會でありますが、或る日蘇格蘭の中學校の生徒が澤山列を爲して見物に參つた。外國では學校の運動會といふやうな時には澤山の校旗を飜して步くが其時も校旗を六本も飜して來る。さうして列の先には生徒の音樂隊が頻りに囃して居る。丁度一小隊位宛の組の所に音樂隊を入れて進行するといふ譯で、實に盛んで賑かなものであります。其時に私が行

つて見ると、近邊から子供が集つて來ると、巡査は頻に之を追ひ退けて居る。私共大人は平氣で其行列を見て居る。是等は餘程日本とは子供に對する觀念が違ふやうであります。唯歐羅巴を廻つて居ります中に、非常に子供を優遇するといふと語弊があるか知れませぬが、日本的に子供を可愛がるのは和蘭であります。和蘭では子供の手を引いて親が歩いて居る。或は右に男の子の手を引き、左に女の子を抱いたり、或は父が子の手を引き、後ろに母親が娘を抱いて町を歩行して居るのを澤山見ました が、英吉利に於てはさういふことは絶對にない。結局外國では所謂夫婦本位、日本の如きは親子本位其點が余程幼年犯罪者に影響を及ぼすのではあるまいか、外國では殆ど子供の立場がない。外國人も言ふて居りましたが、我邦は其點から云ひますと眞に子供の爲めには樂園（パラダイス）である、極樂である、成程さうであらうかと考へる。家庭に於て温かなる父母の薫陶を受けて、精神を穩かにするといふやうなことが外國の家庭は上下共に少い、殊に上流社會になりますと、殆ど子供といふものは親が仕込むのでなく、乳母任せであつて、朝起きると直ぐに牛乳を飲まして、それから乳母車に乘せて公園等を散歩して、正午頃に歸つて牛乳を飲ませ、又午後に出て行くといふやうな風で、上流になる程親子の關係が冷淡であるやうであります。驚きましたのは五六歳以上になると子供は別に寢かして、親の部屋に寢かさない、それは一般のやうであります。兎に角漸く自分獨りで寢ることが出來る位になりますと、

寢衣位着せてやつて夫婦の部屋の隣の部屋に寢かして、ちやんと鍵を掛けて置く。それですから親の手に掛けて親しく世話をするのは四五歳か精々六歳までゞあります。其以上といふものはまるで別人である。是等が一面から言ひますると、詰り子供の獨立心といふ上には好い影響はありませうが、家庭の温かなる關係を作るといふ點から言ひますと、餘程外國の家庭といふものは冷淡のやうに考へるのであります。是等が外國には特に幼年犯罪者が多いといふ原因の一つであらうかと考へるのであります。併ながら我邦に於きましては幸に家庭といふものが如何にも親しく圓滿でありますから、さういふやうな事情の下に外國の如く犯罪者の增加することはありますまいと思ひますが、兎に角時勢の進運に伴ひまして生活難は增して來る其他種々なる複雜の事情の爲めに犯罪者の殖えるといふことは、是は免れないことであらうと思ひます。

そこで如何にして幼年者の犯罪を減少するか、矯正するかといふことに付きましては、御承知の通り幼年裁判所といふものがある。是は我邦にも何れ遠からず制定發布になるであらうと考へるのでありますが、併しながら一面から言ひますといふと、幼年裁判所は勿論結構であります。勿論必要でありますが、幼年裁判所をして有益に効力を生せしむるものは幼年監獄に在るので、若し幼年監獄の設備を充分にしなければ殆ど幼年裁判法といふものは無意味であらうと思ふのであります。幼年裁判法

は今歐羅巴、亞米利加等でやつて居りますのと、さう大して變つたことはあるまい、詰り審理を公開しない、傍聽人は一切禁ずる、其父兄であるとか、親族であるとか、關係人以外の者は法廷に列してゐる傍聽することが出來ない。或は辯護人を附することが出來ぬとか、其他普通の裁判所でございますと有罪無罪の裁判をして、有罪ならば刑の言渡をするといふやうなことでありますけれども、幼年裁判所でございますといふと成べく刑の言渡は避ける。先づ訓誨をする。親を呼んで叱り附ける、或は適當な人があれば其人に保護を頼むさういふ風のことに致しますといふ點が幼年裁判法の異つた點でありますが、要するに裁判をするのであつて、其不良少年の精神を感化するとか矯正するといふことに至りましては幼年裁判所といふものは左程の働をすることは出來ませぬ。それでありまするから今後幼年裁判法を制定さるゝに付きましては、廣い意味に於ける幼年監獄といふものを餘程立派にして充分に惡少年の品性を改良するといふ點に努めなければ、如何に裁判法が立派でありました所が、到底其實績を擧げることはむづかしからうと考へる。

そこで英吉利の幼年監獄の實況をお話し申上げるに先つて、ちよつと便宜上英吉利の監獄はどういふ種類に分れて居るかといふことを一言附加へて置きたいと思ふ。英吉利の監獄は四種類になつて居る。第一は地方監獄、是は三年未滿の禁錮の言渡を受けました者、（日本で云ひますれば昔の輕罪）を

收容致しますので、英吉利の各地に設けられて、丁度五十六箇所あります。それから重罪監獄、是は詰り三年以上の懲役に處せられました者を收容するので、英吉利の中では數は僅に五箇所設けてあるのであります。それから第三の種類は豫防拘置監、是は前に一度免囚保護の講習會の時に御話しましたから詳しいことの御話はしませぬが、是は英吉利では餘程新しい監獄でありまして、千九百八年丁度八年前に始めて出來ました監獄で、是は一定の期間、例へば五年の懲役とか、六年の懲役とか云ふ、其懲役の期間を終りましてから、尙ほ五年以上十年以內の範圍で豫防の爲めに其豫防拘置監に拘束をするといふ監獄なので、其五年以上十年以下の範圍といふものを裁判所で極めます。是は餘程有益なるものであるらしい。所謂犯罪の常習者は始終出ては犯罪をする、又引張られて來るといふ譯で、殆ど監獄を以て家と爲して居る者を茲に入れますので、其數は極めて僅かで、英國中に二箇所、一つは男の豫防拘置監、一つは女の豫防拘置監になつて居る。それから第四は青年監獄、是は監獄といふ文字は向ふでは使つて居りませぬので、先づ收容所とでも申しますか、青年收容所といふような文字を使つて居る。是も矢張り八年前に出來ましたものであります。此青年收容所といふのは詰り十六歲以上、二十一歲以下の青年で、身體も强壯であり、精神も相當の者であるが、之に對して嚴正なる敎誨を加へる必要があると裁判所が認めますと、一年以上三年以下、青年收容所に强制的に收容するとい

ふのが所謂青年收容所であります。此青年收容所のことに付ては此前御話しましたから今日は略しますが、是は餘程成績が立派なものである。英吉利の監獄制度では一番是が成績が良い。一日八時間以上働かせまして、さうして規律を嚴重にします。此不良少年の多くは先天的のものもあるが、家庭が多く亂れて居る、又自分の生活は勿論不安であつて、精神も身體も弱い。それに付きまして青年收容所の方では非常に嚴格に精神を訓練する。他日監獄を出てから社會の風波を凌ぐことが出來又世の中で充分競爭が出來る丈けの體力を與ふる爲めに八九時間の勞働を命ずる、さうして賞罰を嚴重にして其品性を陶冶するといふ餘程嚴しいやり方であります。嚴しいといふと語弊があるか知れぬが、此青年收容所は餘程成績が良いのであります。要するに此四種類でありますが、其他に感化學校、產業學校といふのがある。日本で申しまする感化院であります、尤も日本の感化院は强制的ではないが、英國の感化學校、產業學校は純然たる一種の監獄である。唯名稱を感化學校、產業學校といふのみでありまして、即ち十二歲以上、十六歲以下の犯罪者で懲役若くは禁錮に當ります者があるならば、それを感化學校に强制的に拘置をする。それから產業學校の方は十二歲以下の幼年者で是が若し懲役或は禁錮に當ります所の犯罪をやりますとか、其外別に犯罪はなくとも、或は浮浪少年で一定の職業なくブラブラ遊んで居る乞食の如き者、さういふ者は裁判所の判決を受けまして十六歲まで强制的の拘束をする。それが產業學校でありまして、そこで英吉利に於ける幼年者を收容する幼年監獄といふものは詰り青年收容所といふたのと、それから感化學校と、產業學校と、此三つが所謂幼年監獄であります其中の第一の青年收容所は全く國立で、政府が國費を以て造つて居る。あとの二つは民間の有志者が拵へて居るのでありまするが、殆ど國立と同樣で、經費といふものは大部分政府若くは地方の市町村から出して居るのであります。唯其經營する人間が民間の人がやつて居る丈けで、金の方は殆ど國立と異らぬ。總て感化學校、產業學校に限りませぬが、斯ういふ感化的事業は民間の人の力を假りなければならぬことで、矢張り民間の人が經營しまして、民間の各會社、各工場、各商工團體等に連絡を通じて居つて、さうして政府は之を監督指導し、經費を出すといふ方が成績が一番良いので、此英國の如きやり方は餘程巧妙なやり方であるまいかと思ふのであります。

私は英吉利の監獄局の紹介に依りまして、ルイシャムといふ所にある實業學校を觀ました。是は倫敦から僅か三十分間位で行けます所で、此學校は矢張り他の實業學校と同樣で、詰り小學程度の普通教育を授けます外に主として他日世の中に出まして、自分自ら生活することの出來る實際上の知識を與ふるといふのが眼目で、生徒は百五十名が定員になつて居ります。併し何れの實業學校も餘り生徒を澤山に收容しない。此產業學校の如きも詰り校長以下の敎員と其處に居ります所の青年との間に子

弟の關係といふより、寧ろ親子の關係を結ばしめることになつて居る。從つて其人の品性を改良するに付きましても、或は演說會を催すとか、或は公會堂で說教をするとかいふこともやりますが、寧ろ各人各個の癖を知り、性質を知りまして、個人的に其人を立派に感化するといふのが向ふのやり方であります。それ故に生徒の數は少くしてあるのであります。そこで其實業の科目は矢張り各工場があります。是は何處に行つても大した違ひはありませぬが、靴屋であるとか、裁縫屋であるとか、或りまして、突掃除の練習もやらして居る。即ち使ひ途の廣いといふ意味から、下水掃除をさせ又は煙は洗濯をするとか、或は又色々機械を修繕するとかいふことでありますが、極く實際的で、中には煙をやらして居る。さうして其職業を撰ばせるには本人の希望を聽いて極めることになつて居ります。其工場を段々歩いて見ましたが、例へば靴を拵へて居る所では、其學校の子供の靴は皆其處で拵へて居る。さうして自分が其學校を出る時に用ふる所の靴も拵へる。又裁縫をやる所に這入つて見ますと自分の始終着る洋服は勿論、退學の時に用ふる洋服をも造つて居る。私は此處で感じましたのは、其實業學校の制服が一定して居らぬことである。卒業して出ます時の服も皆區々で、或はカーキ色のもある、黑いのもあるといふやうに一定して居らぬ。學校に居りましても皆同じ洋服を着せて居つては自分の過去の歷史を頭から離るゝことが出來ない。即ち自分は裁判所の判決を受けて茲

に拘束されて居る一種別物であるといふことをどうしても頭の中から忘れさせなければならぬ。それを忘れさせるには一般の世の中でやつて居ること、違はないやうに、外の所で着て居ると同じやうに色々な着物を着て居る。卒業後でも一定の服を着せて出しますと、是は惡少年であつたといふ世間に對して一の證標見たやうになる。それでは外に出しても何にもならぬといふので、編柄も違ひ、又襟飾なども違ふやうに餘程してあります。尙ほ進んで其學校の校長以下敎員も制服といふものはない。皆違つたものを勝手に用ひて居る。其校長の話でしたが、我々が制服を着るといふと、生徒にまるで此處は世の中と違つて居る所だといふ感を懷かせる。それで過去の歷史を忘れさせるには制服といふものは監獄には有害だといふことを申しましたが、是は味ふべき言であらうと思ひます。そこで學校を出る時に貰ひますものは何々の品物であるかといふことを聞いて見ましたが、餘程潤澤なものであつて、先づ洋服を二着貰ひ、外套を貰ひ、中折帽、鳥打帽、それからカラーが三つ、下着と股引と各々二つ、靴下が三足、さういふ物を入れます爲めに一尺四五寸位の箱が出來て居ります。其外農業に就く者には鋤、鍬を與へる、左官になる者には鏝を與へるといふやうな譯であります。尙ほ在學中成績の良かつた者には約二十圓位の特別の洋服を別に一着造つてやります。若し又英吉利の軍隊に入ります者には現金で二十圓與ふることになつて居ります、それから裁縫室に這入つて見ましたが、其處

にはヴキクトリヤ女王、それから先帝エドワード並に皇太后陛下、是等高貴の方々の石版繪がズット壁に貼つてあります。是は謂ふまでもなく、帝室を重んじ、勤王心を養成する爲めでありまして、或は運動會でありますとか、或は音樂會でありますとか、總て樂會のあります時は必ず英吉利の國歌である所の日本で歌ふ「君が代」を歌はせることになつて居ります。それから其處の隅に大きさ高さ三寸位の銀製のウイニングカップ、詰り優勝盃とでも申しますか、さういうものがありますので聞いて見ますと、是は運動會を年に一回とか二回やります、其時に洋服屋は洋服屋、裁縫屋は裁縫屋、大工は大工、洗濯屋は洗濯屋で各々選手を出して競技をやる。そこで勝つた方の工場に其優勝盃を與へます。是は公共心を養成するので、詰り仕事といふものは皆共にするもので、自分一己で利益を得るといふことはいかぬといふ、共同一致の精神を敎ふる爲めに此優勝盃を與へて居る。是等のことは小學校の子供でも分つたことでありますが、外國の不良少年といふものは實にひどいもので、無論敎育を受けたことはない、中には一二年は受けた者もありますが、大部分は無敎育、それから家庭といふものは殆どないふ、左なきだに外國の家庭は前に言ふ通り親子の間柄冷淡である上に、是等の家といふものは殆ど家庭を成して居らぬのであります。さうして世の中からは不良少年として憎まれて居る。それ故に世の中といふものは自分を窘めるものであるといふ位に僻み根性を持つて居るのであります。

ありますから、公共的觀念などゝいふものは殆ど零である。從つてそれ等に就きまして講釋をするよりかさういふ方法を以て公共心を養成することは幼年監獄として相當なことであらうと思ふ。

それから此處で氣の附きますものは椅子であるとか卓子であるとかいふものには勿論番號があります。それは唯外の人のと區別する爲めにやつたのでありますが、生徒同志は勿論、學校の職員でも生徒に對し番號で呼ぶことは絕對に避けて居つて、必ず何の某といふ姓名を用ひて居る。是等も一定の制服の趣意と同じことで、世の中で交際するのに番號を呼んで交際する人はないから社會に遠さからないやうに姓名を用ひて居るのであります。

それから湯に這入りますのは產業學校では每週二回、それから朝夕使ふタオルなども每週二回づゝ交換して渡す。又衣類は每週一回それを乾しますし、ハンケチの如きは每週一度洗濯をするといふことで、餘程清潔といふ點に付ては注意をして居ります。御承知でもありませうが、外國人の下等社會では風呂に這入るのは非常に嫌ひます。私共は能く外國人は大變湯が嫌ひだと聞いて居ましたが、成程行つて見ると下等社會といふものは湯に這入らない。英國あたりの下等社會では生來一度も湯に這入つたことがないといふ者もあります。それ故に產業學校でも初めに生徒が來ると、先づ第一に湯に入れて身體を洗はせる、それから醫務室に連れて行つて醫師が身體を檢查する。然る上に色々話をす

るといふのが順序ださうです、之は養育院などでも同樣であります。所が外國人は養育院に這入ることを非常に嫌ふ。設備などは勿體ないやうでありますが、それでも這入らぬ。其理由は色々ありませうが、其中の一つは湯に入れられるのを厭がるといふことであります。それでありますから實業學校とか產業學校では每週二回宛必ず入浴せしめて、清潔といふ觀念を養成することになつて居ります。それから寢室を見ますると、二三十人宛別々にしてありますが、部屋が非常に明るい、三方障子張りで、壁には或は石版畫もありますし、色々の風景の石版畫、歷史畫の石版畫が貼つてあつて、大變清潔なものであります。其部屋の入口を見るとスキッチがある。それは火事の時などに其スキッチを手て押すと、それが校長室を首め、舍監の部屋、小使の部屋に通じて居りますので、直ぐに駈附けて火を消すといふ裝置に出來て居るのであります。（未完）

資料

選擧事犯に對する政策（承前第三十卷第一號）

勝堂

第六　選擧に干涉する事犯

干涉とは選擧人又は其關係者の意思を、直接又は間接に制限して、投票せしめ、若くは投票せしめさる行爲にして、就中舊藩主現市町村長及官吏たる身分地位に動かさるゝもの甚た多し、殊に現市町村長の如きは其の最も著しきものにして、某選擧違犯の如きは各町村長に一定の取繩料を與へ町村長か各選擧人に一票三圓內外の買收金を與へんとしたる如きは一面に於ては買收にして他面に於ては一の干涉を以て目すへきものなり、而して市町村長か候補者の運動者となり又は村民たる選擧人に臨むか如き、市町村吏員か何人に投票せしやを選擧人に確むる如きは干涉の一種にして選擧の公平と自由とは得て望むへからす、故に市町村長、村吏員及政務官以外の官吏をして選擧に關係せしめさるを要す、

現行法は此點に關し何等の規定を設けさりしは缺點にあらさるか

第七　選擧關係者を買收する事犯

選擧の廓清は運動費の程度を限定し、不正選擧の制裁を嚴正ならしむるに在り、運動の費用を限定するも其制裁の薄弱なるに於ては激烈なる競爭の結果、遂に不正行爲を敢てするものなきを保し難し、運動費の制限と制裁の嚴正とは選擧を清淨ならしむる方法なることは先進英國の法令に徵して明なり

先つ運動費制裁に關する英國の立法例を案するに、千八百八十三年運動費を制限し、選擧人二千人迄市部は三千五百圓、郡部は六千五百圓未滿とし、選擧人二千人を超ゆるときは千人毎に市部三百圓郡部六百圓を加ふ、而して候補者は事務所を設け、代理者を置き（本人にても差支なし）若干金を供託し、運動に要する費用は其手を經由し、收支を記帳し、當該官吏の檢查を受くへきものとし、其支出の不明なるものあるか又は法定の金額に超過したる時は當選を無效とせりと、我國現時の選擧に於て當選無效の制裁を付するは或は不可ならんも其の他の事項は之れを行はしむる必すしも不可能にあらさるへし、某候補者の事務所にありては出納帳及日誌の備付ありたり

次に英國に於ては選擧に關し、公に又廣く不正行爲の行はれたる場合に於ては、其の選擧區に於ける選擧權の全部又は一部を剝奪する制裁を科し、千八百五十二年選擧調查委員條例の制定以來千八百八

十年に至るまて之れを剝奪せられたるもの二十有餘、千八百六十七年の庶民院に於て爲したる報告に依れば選擧人中三割八分の不正投票三割二分の不正投票の爲め一時又は永久に其權利を喪失したる選擧區ありき、彼の傳染病流行地に於て一の患家あらし爲め全町の家屋を燒燬せらるゝと一般なり、而して其の法律の神髓は選擧區に於ける選擧人は互に相戒心して不正投票なからしむると共に各選擧人は共同して違反行爲の豫防に努力する點に存するものにして、我國の現狀は果して此の法制を採用するを得べきか

英國人は忍耐に富み獨立を貴び、自重自信の心厚くして正義を重んじ義務を以て其理想と爲し愛國の志氣を鼓舞し國の體面を汚さざるを勤め一般の信用を重んじ共同の事物を愛用するを美德と爲す、顧みて我國民は如何、日本民族の英人に優る甚だ多かるべしと雖も信用の尊重義務の觀念に於て遠く英國人に及ばざるもの多からん、如斯國民性の相異なるに於ては彼の法制を採て以て直ちに我法律と爲すは現時の國狀に適合せざる嫌ひあるを以て英國選擧法の精神を參酌し我國選擧の現狀を稽查し民狀に適應するの立法を爲すを得策とす

我國の都鄙の狀況を大觀するに市、區、町、村、大字ありて殊に田舍に於ては各大字特別なる氣風を有するを以て大字を基本と爲さざるべからす、都會に於ては假令ば銀座一丁目に買收の行はれたりとせん

か、其の一丁目の有權者の權利の行使を停め、田舍に在りては一村の大字、若し大字なき村ならんか村内有權者の權利の行使を停止するを可とす更に細別すれば左の如し

第一、停止の地域

一、大字

二、大字なき村にありては村

第二、停止の範圍

停止の範圍は裁判所の認定に一任し全部買收と認むるときは全部、又は一部買收と認むるときは一部の停止を宣言するを可とす

第三、停止の期間

一、無期停止

二、十年以下の範圍内に於て其期間を宣言するの要あらん

之れを選擧の現狀に徵するに某縣下にありて明治四十五年總選擧に於ける某外百餘名の選擧違反事件大正四年總選擧に於ける某選擧違反事件に於て之れを見る

一、明治四十五年某郡の有志は其富豪を選擧せば産業の興隆、事業の勃興に利便なるのみならず同人をして多額の運動費を支出せしめ私利を圖らんと企て前代議士をして退讓せしめ代るに某を以てしたり、茲に於て某は巨萬の運動費を投じて大に運動に努め多數の得票にて當選せしか、第一次に縣會議員其他の有力者。第二次に村長、第三次に選擧人を買收したる事發覺して同人初め同人を援助せる有力者は全部檢擧せられ有罪の裁判を受けたり

二、大正四年三月某候補の運動者某は某村選擧委員(三名)を買收せんとし拒絶されたり

以上は犯罪事實の梗概なりと雖も前者の如きは郡全部の有權者の權利を停止するも可なり、後者にありては某村有權者の代理人に外ならざるを以て若し買收されたる場合に於ては一村全部の權利行使を停止するも不可なからん

第八　選擧を妨害するの事犯

選擧を妨害する行爲は一にして足らず、第八八條は暴行又は威迫若くは詐欺の手段を以て選擧の自由を妨害したる場合を規定し、第九七條は當選を妨害する爲め候補者に關し虚僞の事項を公にしたる場合を規定せり

左の場合は其の弊の著しきを見る、而して現行法は其の非行を包含せざるもの、如し

一、甲運動者が選擧人に對し乙運動者と詐稱したる場合

二、自己の當選を期する爲め虚僞の事項を公にしたる場合

三、候補者に干係なく運動者に關し虚僞の事項を公にしたる場合

にして一は反對候補者の動靜偵察其他の運動の計畧上詐稱すること多し、二は某華族某大臣の後援ありと稱するが如し、三は某運動者は選擧に關係し自己の私利を圖り前に處刑せられたるものなれば後日迷惑することあらんと虚僞の言を爲すが如し、而して之れを禁ずるの必要あるは群衆の輕信性は想

像性を利用するものあるを恐るゝを以てなり

第九　結言

我邦の選擧を大觀するに既往二十年前にありては腕力に依りて鹿を中原に爭ひ最近十年前にありては多く金力を以て買收し、近時言論に依り其勝敗を決せんとするの傾向を現出せり、爲政者之を善導し之を助長し選擧の理想に到達せしめざるべからず、予は實驗を基とし叙上の管見を陳ぶ、微力自ら足らざるものあり、觀察亦到らざるもの多かるべしと雖ども萬一參考となるあらば幸甚之に過ぎざるなり

譚叢

處務片言（其一）

在廣陵　眞趣齋學人

綱領　守法、從順、廉耻、清白、愼密、公正、勤勉の七德は是れ官吏服務紀律の綱領なり

文書　謹嚴なる書體と行文は能く言はんと欲する所を徹底す又事務整理の初段にして他人に快感を與ふるの益あり

戒護　戒護の要は鳥の喙むか如くなるべし一喙一飲毎に頭を擡け眼を四方に注き外敵の迫害を豫防するの用意あり

作業　共同生活の本義を會得せしめ働かさるものは食すべからすとの觀念を與ふるは作業の神髓なり

會計　會計は當るを期するのみ入るを量りて出るを制し豫算を標的として二一天作の五二進の一十數理明確僞巧を弄すべからす

領置　善良なる質屋の主人は弊衣と雖も保管を忽諸に付せす當事者は宜しく此心掛莫るべからす鼠喰其他の汚染は我れの損害なればなり

用度　活眼を開きて商機を看破し經濟運轉の車軸に油を注き供給の迅速と正確を量るべし

教務　百万遍の說敎は一片の同情に如かす冀くは安全に歸着すへき所に歸着せしむるを努めよ

醫務　患者の依頼に應して投藥施術を爲すは開業醫の事のみ須らく辻待車夫の心得を以て不健康者を求めさるべからす

予は看守諸君と語る

有馬四郎助

（五）

我が親愛なる看守諸君、諸君は職分の爲めに、與ふる所なくんばあらざるを、予既に切言したり、然らば何を與へん乎、請ふ之に就て聊か予をして語る所あらしめよ、

夫れ物を與ふるに品々あり、金銀財寶は即ち其れにして、才智藝能亦其の物たらざるはなし、而して是等我が有に係るもの、一として之を他に寄與して妨げあるものなしと雖、而かも彼の物を受くるの容易にして且つ快きに反し、此の一事の甚だ困難事たるは皆人の知る所也、如何に詰まらぬ物にても之を吝みて其の分與を欲せざるは、萬人の通情ならずや、況んや我が所有中の尤も大切なるものの一を割いて寄與するが如き、實に之れ人情に照らして容易の事とは謂ふべからざる也、然るに今看守諸君が職分の爲めに與ふべきもの、其の詰らなきものに非ずして、而かも諸君の所有中尤も大切なるもの丶一ならずんばあらずと云ふに至つては、誰か又た之を易々の業と云ふを得んや、或は義に於て當然の事也と云はんも、實際の人情に於ては却々に容易の事と爲し能はざるや明か也、されど諸君は兎にも角にも大切なる唯一のものを、職分の爲めに與へざる可らず、之れ寧ろ職務の要求と謂ふべく、而して又た看守諸君の避くべからざる運命とも謂ふ可き也、唯一のものとは何ぞや、予は之を忠誠の心と云はんとす、熟々稽ふるに義は泰山より重しとも云ふが如く、金銀財寶乃至は身體生命の如きも、義に比しては實に價なく又た重みなきものたるは云ふまでもなき事にして、古人が大義親を滅すとまで極言せしも、決して謂れなきことに非らざる也、而して今日の言葉にて節義と云ふも意味は同樣にして、忠誠の心とは其の表裏を爲すに過ぎず、唯だ發はれては節義となり、潜みては忠誠の心となると云ふのみ、然而して世間の實際を見渡すに、忠誠の心なくして能く其の成果を收むるもの果して幾何かある、即ち忠誠の心の無き所、如何に才智藝能はありても、其の用を爲さゝるのみか却て偶々害用せらるゝは、多く世の有勝の事也、故に忠誠の心は職分を竭すに於ては、其の根本動力たると同時に、又た實に根本導師たらずんばあらず、

職分に忠誠なるは即ち節義の立つ所以、節義の立つは即ち忠誠の心ある所以也とすれば、苟くも森嚴なる行刑事務の執行官たらんものゝ何は扨て置き先づ以て斯の心なくては、何の役にも立たざる道理分明にあらずや、故に予は語少く當らざるが如しと雖、職分の爲めに諸君の與ふべきものは即ち忠誠の心ならざるべからずと云ふ所以にして、其の意は金銀財寶の尊きは素より、身體生命の其れに優りて尚ほ尊き斯の心を捧げ、以て職分上の節義を守ることを、唯だ之れ重しとせんとの精神、若し此に一到せんには職務上の全責任を盡すに於て何かあらんと云ふに在り、蓋し忠誠の心は目下行刑官唯一の捧物也と云ふべく、而して此の事成りて後ち相當の待遇も、又た其の恩遇も期せずして酬ひ來るは、之れ自然の數に非ずして何ぞや、

米國紐育州　シンシン監獄訪問記（承前）

◎驚くべき會食堂の變遷◎ WONDERFUL CHANGE IN MESS HOLU.

宇都宮　北筑　生譯

中庭にある正午の汽笛が響き渡つた。自分等は會食堂の入口に立止つて、囚人等が入つて來る有樣に注意して見た。監督は一人も居なかつたのであるが、彼等は頭を眞直にし、姿勢も正しく、歩調確かに、二列を作つて堂々と進んで居た。入口の所へ來ると、秩序を亂さずに、入れるやうに、歩

幅を少しづゝ、つめ乍ら入つて居る。間をおいて一組、一組、列伍正しく歩いて來る。幾何と云ふ人數であらう、自分等の眼には、丁度、數個大隊、數個聯隊の軍勢のやうに、見えたのであつた。彼等は陸續としてやつて來て、最初に入つた人達が、食事最中だのに尙最後の人は、どん〳〵入場して居る最中であつた程であつた。

五六分たつてから、自分等は中に入つて、實に意外な發見をしたのである。彼等は中に入つてから、秩序よく、名々、席について、食事し乍ら、互に親しく談話して居るではないか、讀者諸君の監獄內の食堂で二百の囚人が、互に談話して居る有樣を、想像し得るか。我國は勿論他國までも、數多の監獄を訪問した事のある自分ですら、尙一驚を喫した位である。そして、此の感は彼等の上に、官僚臭い監督を、一人も置いてない事を、實見するに及んで、一層深刻なるものがあつた。彼等圍體の一員が、各々、互に監督なのである。彼等の談話は、活氣あり、又何となく靜かであつた。夾々たる話聲は、合和して、水の落ちるやうな音に聞えた。自分は靜かに眼をつぶつて見た、すると何ものか、大自然の偉大なる表現の側に立つて居るやうな、又銀の如く淸らかな水が河底の岩に打ちつけて、碎け散るのを聽いて居るやうに、感じた、實に一種異樣な氣分に打たれたのである。自分は眼を開いて、再び無監督の圍體に、目を注いだ時には、何だか一里塚でも通り過ぎたやうな又見なれたせいもあらうが、彼等をば再び投監された人とは思はれぬやうに見えた、邪魔なものが頭から洗ひ去られたやうに覺えた。そして典獄オスボーン氏を勞働の宣說をもて、或る方面に於ける此の社會の全き風潮に、一大變化を來すべき指導者、豫言者の如くに、尊敬する念が湧き起つて來たのであつた。

◎囚人の裁判◎ PRISONERS' COURT.

其の後に自分等は、禮拜堂の中に設けられた囚人

の法廷に出た。案內して呉れたのは、オーバンから來てシンシンに於ける囚人團の組織を研究して居る一人の囚人であつた。典獄はオーバンから來た某氏である」と自分等に紹介された。

自分等は氏を囚人として見る前に、度々目擊した事もあつたやうだ。氏は未だうら若い筋骨の逞しい、又風采のよい紳士であつた。自分等は氏を「某氏」と呼んだ、……囚人を何番！何番と呼んだのは既に過去の夢となつてしまつた。今は何番！などゝ呼ばれる者は、一人も無くなつたのである。彼等の人格を傷けるやうな事は、全くなくなつてしまつたのだ。彼等とても人間である。人と同じやうに語りもする、人と同じやうに眼で見もする。人と同じやうに、親に付けられた相當の名前を持つて居るではないか、……斯くして、オーバンの某氏は自分等を、法廷まで案內し、ヒルドレス夫人の側に腰を下して種々とわからぬ所を詳しく說明して居た。その法廷は五六名の才智ある頭立つた人々に依て組織されて居る。自分等はその中の二人は嘗つては社會にあつて辯護士をして居つたといふ事を聞いた。

彼等は、懇に、且つ嚴重に止木に寄つて居る人々を、審問をして居つた。特に、眼立つて、骨折る所もなく、團體の規則を破つた憐むべき違反者を脅かし、すかす樣な、事が見えなかつた。彼等は男らしく、然し、慇然と、己れの罪を觀念して居るのだと、自分は思つた。澤山の訴訟の中には馬鹿々々しい、まるで、道化者の惡戲としか、思はれぬものもあつた、けれど、其等は悉く重い眞面目なものとして、取扱はれて居たのである事は何等說明も要せぬ位である。典獄は入つて來て自分の側に座した。そして、囚人等の裁判が濟むと、次に、典獄の裁判即ち長官の裁判が開かれた、典獄は被告に種々の事柄を指摘して居つたが、しかし、自分等には淺才にして、何であつたか、識別する事が出來なかつた。自分等はあんなつまらな

い訴訟の出據は、何だらうかと探つて見た。そして如何なる事でも、やはり、相當にある目的はあつて、爲したものだと知つたのである。オスボーン氏の顏は、彼の囚人等に對する感化と愛情とで、輝き渡つたやうに見えた。

◎オスボーン典獄の談◎ SOME OF WARDEN OSBORNE'S WORDS

此等の事柄を、能く會得するには矢張、オスボーン氏自身の話を待たなければならぬ。數日前に、氏は、ニユーヨーク市の婦人俱樂部から參集した男女二千の熱心なる聽衆の前に立つて、氏の事業に關し一場の講話を爲した。

『私は諸君の前に、囚人と監獄とからの使命を取り去るために現れたのでは、なくて、監獄からの任命を諸君にお傳へせんが爲めに、來たのであります。扨て、よく論せられる監獄改善の問題でありますが、之は外部から如何程、論じても、決して、ものに、なる筈はありません。是非とも、內部から掛からねばなりません。而して、我がシンシン監獄の改善も亦內部から、かゝらねばならんのです。公式に、而かも、囚人から、努めて成し遂げられるやうで、なければならぬ。……私は此の頃のあらゆる批難の聲を聞いて居ります。かう、いふ事も聞きました。それは「彼等は非常識も甚だしい。何の根據もない空想を書いて居るのだ」といふのです。しかし此の問題は常識を、云々する場合ではありません。私等は人間を石の部屋に入れて居ります。これが何の常識でせう。現在では、かの石部屋に、三百人を一所に收容してあります。場合に依つては、一つの地下室に、三人も入れる事があります。諸君は、かゝる事實の中に、如何なる常識を見出しますか？何事か善行の動機を見出しますか？將又遙に優れる生活の誘因を見出す事が出來るでせうか。

私は敢て、奢侈贅澤を要求し、欲する譯けでありませんが、只諸君に此際適當なる處置を取られんことを、切に望む次第であります。

◎農場を欲す◎ WE WANT A FARM

私等は囚人等が、めい〳〵に耕作して働けるやうな一大農場が欲いのであります。

さうすれば彼等は我々共通の享有物即ち神樣の新鮮なる空氣を呼吸する事が、出來るでせう。又彼等自身の額に汗して、日々の食物を稼き出す事も出來やうし、又夜になつてからは晝間のの中働き疲れで、普通の人と同じ位に時間もぐつすりと眠る事が出來るでせう。私は勞働の結果に起る或る興味を以つて、食べるための生產をなし、一方に於ては、又生產するために、食べると云ふ事を、彼等に悟らしめるやうな一大農場が欲しいのです。私はあの囚人等が自然のなす造花の妙を見たり、或は太陽の昇る樣沈む樣の雄大なる光景を賞したり、して我が鄕土と、よく融和せしめ、神樣は彼等の味方であり、世の人は彼等の敵でないと云ふ事を、悟らせるやうな大農場をは、切に欲する

事を、切に望む次第であります。

◎農場を欲す◎ WE WANT A FARM

私等は囚人等が、めい〳〵に耕作して働けるやうな一大農場が欲いのであります。

さうすれば彼等は我々共通の享有物即ち神樣の新鮮なる空氣を呼吸する事が、出來るでせう。又彼等自身の額に汗して、日々の食物を稼き出す事も出來やうし、又夜になつてからは晝間のの中働き疲れで、普通の人と同じ位に時間もぐつすりと眠る事が出來るでせう。私は勞働の結果に起る或る興味を以つて、食べるための生產をなし、一方に於ては、又生產するために、食べると云ふ事を、彼等に悟らしめるやうな一大農場が欲しいのです。私はあの囚人等が自然のなす造花の妙を見たり、或は太陽の昇る樣沈む樣の雄大なる光景を賞したり、して我が鄕土と、よく融和せしめ、神樣は彼等の味方であり、世の人は彼等の敵でないと云ふ事を、悟らせるやうな大農場をは、切に欲するのであります。

◎勞働問題◎ THE LABOR QUESTION.

私は現社會の耳目を聳動せしめた監獄の勞働問題に思ひ至る毎に、私自身としても亦憂慮に堪えぬのであります。勞働！、そは奴隸の勞働である。といへば殆んど云ひ盡したと云つてもよい位であります。私は此の勞働問題が業々しく論せられる度毎に、一種の皮肉の笑ひを、感せざるを得ません。諸君は彼等が監獄內に、於てどれほどの收入があるか御存じですか。私は之を諸君にお知らせしやうと思つて居ります。それは一日に大枚一仙半であります。諸君實に一日一仙半なのです。こんな金額は監獄の中でさへ、決して充分なものとは云へません、而かも此の取るに足らぬ金額すら時に處罰として、古臭い制度の束縛の下に沒收される事があるのです。或る若者などは彼の處罰が九十弗の罰金に相當すると、私に話した事があります。

彼は百年間、監獄に入つて働いて居ても、それだけ得る事は出來ないのです。何たる常識でせう。又或る一人は私に告げて云ふには「私の嘗て此洲に於て何にも使はれた事がありません」と。「何だい！」と私が聞き返しました。すると彼の答へるやう、「ハア、私は常に身の能ふる限りは兵役に服して居りましたが、嘗て、自分の職務を、ゆるかせにした事はございませんでした」。嗚呼諸君、このやうな狀態であつて、何の常識でありませう。

◎沈默制度◎ SYSTEM OF SILENCE

我が監獄に行はれて居る沈默制度、それが何の常識でせう、その制度は人間をして、野獸よりも、もつと下等なものと、してしまひました。此の制度の結果として如何なる事を生じたか、諸君は御存じでせうか。それは咽喉部の筋肉を動かす事によつて語る言葉の合圖を、彼等の間に齎したのです。諸君はそれを實見された事がありますか？私が始めて、それを實見したときには、全く喪心せん計りに、不快の念に打たれたのであります。沈默制度は、種々の符牒で、手形を書く方法を齎しました。又、室の四壁に書き散した暗號を齎しました。あらゆる、良からぬ事共を齎したのです。

◎番人の眼◎ THE EYES, OF THE SCREW.

そして、又、例の苛酷な番人の眼が、諸君の後に廻つて、襟首を締め付けるやうな氣のする、恐ろしい探偵制度。あゝ私は嘗て、自分から實際に苦しい目に遭つた事がありますので、諸君に今お話して居る事柄が、一層強く心を突くやうです。諸君は此制度が果して、どんな事を齎したか、御存じでせうか。それは彼等に精神の錯亂を來らしめました。まあ、考へても御覽なさい。假に、諸君のなす一擧手一投足に、晝く注視されて居るとしたら諸君は、どんな風な氣分におなりですか。（彼等の心中は察しても餘りあるでせう）。過去の事には、オーズンに於て、かゝる制度はありませんでした。又、ダネモウ精神病院には、一人の患者も收容された事はありませんでした。アゝ、常識も何もないでせう。探偵制度が實施されて居た時分には、囚人等は實際に、何の罪もなくして、あの慘忍な處罰に服せしめられたのです。私は嘗つて一人の可憐な囚人が社會に居た時に、互ひに知り合つた一人の新入に隣人としての簡單な會釋をして、どうなつたか知つて居ります。彼が、その隣人に眼を合せた時に、一寸默禮しました。嗚呼、萬事休矣。であります。番人の鋭どい眼は逸早くも、それを認めてしまつた。果然！彼は暗い〳〵地下監房に、六日間も投げ込まれたのです。私は番人の廢止と、相互安寧同盟の締結に、對して、中心から、神に感謝して居るのであります。乍然、是は、彼等の中の或る者にとつては、既に遲かつたのでした、「今度出來た相互安寧同盟は、私の肺臟を、元のやうな健全なものとするに、果して如何程の効があるか！」と或る憐むべき囚人は云つて居ります。

◎海狸の如き作業◎ WORKING LIKE BEAVERS.

シンシンの子等は、まるで、海狸のやうに働いて居ります。彼等は、各々自分の技倆を表さうとして、殆ど、海狸以上に働いて居ります。此の十二月には、六千〇十一足の靴を製出しました。之は、昨年十二月の製造高に比べると、五割增になつて居ります。私が最初、シンシンに赴いた十二月の始めから、今（一月三十日）までの間、たつた、一度きり處罰を見ませんでした。一ヶ月以前の同期間内には、百十七人の罪人が、時の典獄の手を煩はしたものであります。

十二月初旬から、今日までに、三十四件の訴訟が、四人の法廷に於て、安寧同盟の規約により、取扱はれ、その中の七件は、典獄の法廷に上訴されました」。

◎我等は救はんか！◎ SHALL WE HE LP ?

嗚呼、オスボーン典獄は、冒險の荒海に乘り出したのである。暗礁に脅かされ。風には吹き、まくられ、怒濤激しい荒海に。

我等は、彼の操縱を助くべきであらうか。彼の希望して居る、相當の助力なをすべきであらうか！彼が安らけく、天國に上るのを、見送るべきであらうか！、或は、何の助力も與へないで、空しく、傍觀し、只その功績のみを、期待すべきであらうか！。

彼は、尙、一層、猛進しやうとして居り、その理想とする所は一部の奇蹟とでも云はふか、立派な結果を齎して居る。彼は憐れむべき我が囚人等を、地上の世界に迎へ戻さうとして居り、最も厭ふべき建物であるシンシン監獄の廢止にあこがれて居るのだ。彼は、人に對する人の慘酷をば、全然消滅せしむる事を希つて居るのだ。

我等は、彼が此等の事業を爲し遂くるに對して、相當の助力を與ふべきであらうか否か。果して如何！。（終り）



統計

大正五年十二月中入出監竝月末在監人員

（△ハ減）

		入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	越員	四八、四二二	五、三二二	四八、三四六	四八、四二二	四九、七〇九	△ 七六	△一、三六三
刑事被告人		三、六四二	四、八九六	三、六一六	三、六四二	三、七九一	△ 二六	△ 一七五
勞役場留置者		九五二	一、一一一	七八一	九五二	九六三	△一七一	△ 一八二
兒乳		三九	一八	二四	三三	三九	△ 六	△ 一〇
總計	男	五〇、八八〇	一〇、五三三	五〇、六五九	五〇、八八〇	五二、二二七	△二二一	△一、五六八
	女	八一四	八七二	二、一一七	二、一一七	二、二七九	△ 五八	△ 一六二
	計	五三、〇五五	一一、三四七	五二、七七六	五三、〇五五	五四、五〇六	△二七九	△一、七三〇

備考　内朝鮮人受刑者男二二八刑事被告人男三八ア

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

		受刑者	刑事被告人	計
支那	男	三八	二	四〇
	女	一	一	一

大正五年十二月末在監者人員表

監獄別	受刑者			刑事被告人			勞役場留置者			乳兒			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小菅	一、一三二	一	一、一三三	一		一							一、一三三	一	一、一三四
東京	一、一八〇	五五	一、二三五	五〇	四	五四							一、二三〇	九九	一、二二九
豐多摩	一、〇一四	一	一、〇一五	一		一							一、〇一五	一	一、〇一六
巢鴨	二、三五〇	八	二、三五八	一		一							二、三五一	八	二、三五九
橫濱	一、四四〇	六七	一、五〇七	九六	一〇	一〇六							一、五三六	七七	一、六一三
浦和	一、一二六	九	一、一三五	七九	四	八三							一、二〇五	一三	一、二一八
前橋	八三		八三	二三	二	二五							八六	二	八八
千葉	七九	二	八一	三二	二	三四	一		一				七九四	一四	七九八
水戶	七八七	二	七八九	七六	四	八〇	一		一				八八四	七	八九一
宇都宮	一二〇	五	一二五	二一	一	二二	一		一				一四二	六	一四八
長野	一、一四二	四二	一、一八四	八二	五	八七	二〇	一	二一	一		一	一、二四五	四七	一、二九二
甲府	六二七	二五	六四二	二七	三	三〇	九		九				六六三	一八	六八一
靜岡	七二三	一九	七四二	五八	三	六一	一五		一五				七八八	二三	八〇九
名古屋	一、六〇七	三一	一、六三八	一三五	三	一三八	二〇		二〇				一、七九九	二五	一、八二四
安濃津	七六九	八三	八五二	一四	三	一七	三七		三七				八二一	二六	八四七
膳所	六六一	三〇	六九一	七		七	一		一				六九九	三〇	七二九
岐阜	七五一	二七	七七八	二五	二	二七	一五		一五				八〇一	三〇	八三一
金澤	一、〇一七	四五	一、〇六二	一二五	一	一二六	二		二				一、一四四	四六	一、一九〇
新潟	六一九	三五	六五四	五一	一	五二	一八	三	二一				六八九	四〇	七二八
福島	六〇三		六〇三	八一	五	八六	二三		二三				六九六	五	七〇一
宮城	六三六		六三六	九〇	三	九三	一八	一	一九				七六四	四	七六八
盛岡	五九四		五九四	二八	一	二九	二三	一	二四				七九二	二	七九四
青森	二六一	一	二六二	二六	一	二七	四		四				二九一	二	二九三
山形	三六八	一七	四八五	三三	一	三四	一一	一	一二				四〇二	一九	四二一
秋田	四六二	五	四六七	四一	二	四三	七	一	八				四八〇	八	四八八
京都	一、一〇八	四一	一、一四九	八七	二	八九	五		五				一、二〇〇	四三	一、二四三
大阪	一、一〇四	三七	一、一四一	二八六	一〇	二九六	三四		三四				一、四一八	四七	一、四六五
奈良	七七一	一	七七二	二四		二四	一		一				七九六	一	七九七
和歌山	五九七	四二	六三九	三六	四	四〇	三		三				六〇六	四二	六四八
神戶	一、六六六	九〇	一、七五六	九三	七	一〇〇	三八	七	四五				一、七九七	一〇四	一、九〇一
岡山	一、〇一五	四二	一、〇五七	一三三	九	一四二	三五		三五				一、一八三	一五一	一、三三四

廳名	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
盛岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山口	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
松江	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
德島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高松	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高池	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿兒島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沖繩	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
函館	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
札幌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
樺戶	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十勝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
網走	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大正五年十二月末日現在受刑者刑名表

（△減）

刑名	期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
懲役	無期	四五六	一九	四七五	四七二	四二三	三	五二
	十五年以上	七四九	三七	七八六	七七三	六九二	一三	九四
	十五年未滿	一、一〇〇	三六	一、一三六	一、一一四	九九五	二二	一四一
	十年以下	九、三二二	二二二	九、五四四	九、五二七	一〇、二五〇	一七△	七〇六
	五年以下	六、六六六	二四〇	六、九〇六	六、八九九	七、二〇一	七△	二九五
	三年以下	六、一四六	二八八	六、四二四	六、三八一	六、二八九	四三	一三五
	二年以下	八、五一六	三五八	八、八七四	八、九五六	九、五三一	△	△
	一年以下	八、五八七	八、九一〇	八、九五五	八、九五五	七、八三九	△	△
	六月以下	三、六九八	三二三	三、九一七	四、〇一一	五、五六一	△	△
	三月以下	一、〇四〇	二一九	一、一二八	一、一五九	一、五五一	△	△
	計	四六、二八〇	八八	四八、一〇〇	四八、二四七	四九、三三二	△	△
禁錮	無期							
	十五年以上							
	十五年未滿							
	十年以下							
	五年以下							
	三年以下	三		三	三	一	一	二
	二年以下	七		七	六	六	一	一

大正五年十二月末日現在在監受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較増減	前年比較増減
竊盜	二四、九四八	八〇六	二五、七五四	二五、七九二	二六、二二一	△三八	四六七
強盜	二、五一四	二一	二、五三五	二、五八六	二、八〇九	△五一	二七四
賭博及ヒ富籤	二、六一二	八〇	二、六九二	二、七六四	二、五二一	△七二	一七一
詐欺及ヒ恐喝	五、六四〇	一〇八	五、七四八	五、七六七	五、九五七	△一九	二〇九

刑	拘留刑	合計	初犯	累犯	計	受刑者ノ年齢 十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	計
一年以下	六	一三八	四六、四七二	一七、六九六	二八、五八四	四六、二八〇	一、六九六	四二、五七六	四六、四七二
六月以下	六	三一	五四	一	一	一	一	一	一
三月以下	三一	五四	五四	一	一	一	一	一	一
計	五四	一三八	四六、四七二	一七、六九六	二八、五八四	四六、二八〇	一、六九六	四二、五七六	四六、四七二
拘留刑	五四	五四	一、八七四	一、一七七	六四三	一、八二〇	一三一	一二五	一、八七四
合計	一九二	一九二	四八、三四六	一八、八七三	二九、二六二	四八、一〇〇	一、八二七	二、三二五	四八、三四六
初犯	一三一	一三一	四八、四二二	一八、九八五	二九、二六二	四八、二四七	一、八六四	二、二九五	四八、四二二
累犯	六一	六一	四九、七〇九	一九、五六八	三〇、七六四	四九、三三二	一、七七七	二、一三四	四九、七〇九
計	一九二	一九二	四八、三四六	一八、八七三	二九、二六二	四八、二四七	一、八六四	二、二九五	四八、四二二
受刑者ノ年齢 十八歲未滿	一	一	一、八七四	一、一七七	六四三	一、八二〇	一三一	一二五	一、八七四
二十歲未滿	一	一	一、六一八	一、一七七	六四三	一、八二〇	一三一	一二五	一、八七四
二十歲以上	一	一	一、八七四	一、一七七	六四三	一、八二〇	一三一	一二五	一、八七四
計	一	一	一、八七四	一、一七七	六四三	一、八二〇	一三一	一二五	一、八七四

法	刑	檢	總數	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較増減	前年比較増減
刑法	竊盜	檢	二、二三〇	二、一二六〇	一〇	二、一二七〇	二、一二四	二、一二六一	△一	一六
		贓物ニ關スル	五五二	五八三	一	五八四	六〇三	五四一	△二〇	四二
		毀棄及ヒ隱匿	三三	三三		三三	三五	三六	△二	三
		通貨僞造	二〇九	二一一		二一一	二〇四	二〇五	△七	六
		文書、有價證券僞造	一、一八〇	一、二〇三	一	一、二〇四	一、一四七	一、三二三	五六	一二〇
		印章僞造	四一	四一		四一	三八	四九	△三	八
		僞證及ヒ誣告	一一六	一一二		一一二	一一四	八四	△七	三七
		瀆職	五九	五九		五九	六一	八二	△二	二三
		猥褻姦淫及ヒ重婚	三二二	三三四		三三四	三三八	三六二	△六	一八
		傷害	一、五五七	一、五九〇		一、五九〇	一、五八一	一、四九八	△九	九二
		殺人	二、一九三	二、三七四		二、三七四	二、三八四	二、五五一	△一〇	一七七
		嬰兒殺	三三	一五四		一五四	一五七	一九七	△三	四三
		逮捕及ヒ監禁	一二	一三		一三	一〇	一九	△三	六
		墮胎	二六	一〇八		一〇八	一一二	九四	△四	一四
		公務執行妨害	六〇	六一		六一	五六	四二	△五	一九
		逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四三	四四		四四	四四	四〇		四
		騷擾	三一	三一		三一	三一	六五	△三	三四
		放火	一、一六三	一、四〇八		一、四〇八	一、四一九	一、六二二	△一一	二一四
		住居ヲ侵ス	一七七	一七八		一七八	一八九	一八一	△一二	三
		略取及ヒ誘拐	七五	八六		八六	七七	九〇	△九	四
		其他	二〇三	二一五		二一五	二一七	二一七	△二	二
	計		四六、〇二九	四七、八四六		四七、八四六	四七、九八七	四九、〇五〇	△一四一	△二〇四
	計		一、八一七	一、八一七		一、八一七				

| | | |

行せんとするも何等怪めるの色なく、進んで之が矯正を試みんとする勇氣もなく冷々淡々殆んど道路の人を見るに異ならず、唯形式一片の懲罰を科すれば能事是れ了せりの顏貌にて終に其根本的救治には全く遺忘せられあるものゝ如き狀況あるにはあらざるなきか、是れ要するに單に道の爲め熱誠努力の欠けりと云ふに止まらず、職として其大體の根本精神に於て累犯者には敵し難く到底改悛せしめ難しとの既存の決定的精神に由らずんばあらず、故に先づ吾人は司獄當事者の根本精神に一大改變を望み、則ち如何なる强復難化の大痴漢と雖も早晩一度は己の手鹽に依て必ず覺醒せしむるの期あるへし、其を見ずんば止まざる底の大勇猛心の發揮を希はんとするなり、如此にして始めて戒護、作業、敎誨、衞生等總ての事務に意義あり生命あり獄舍の整備亦自ら活用せらるゝ處あるに至らんなり。

次で起り來る第二の問題は出獄後保護則ち是れなり、出獄後の保護は社會一般に於ける保護思想の普及に待て始めて完成するを得るは素よりなりと雖も、監獄に於て執るべき所謂出獄時保護に於て未だ慊らざるものなきを得ざる狀況あり、殊に未だ社會一般に保護思想の深からざる昨今に於ては飽迄出獄時保護の周到を期せざる可らざるの要あるを覺ゆるなり、現今の處に於ては或特種の者を除く外は當人の言ふが儘に格別の調査を用ひずして之を放出するにあらざるなきやの疑なきを得ず、如此放任して滔々出獄せしむるに於ては在監中に於ける折角の敎養も終に何等持續の功を奏せず殆んど徒勞に歸せざるを得ざるに至るは論なきなり、吾人を以て之を見れば從前の監視制度當時の如く一々其引受の諾否を照會するの繁を求むるの必要あるを信ずるなり、先づ全般に亘りて常者にあらずとするも、大體に於ては其精神を存するに書信接見等の交情關係に注意し差支なき者は普通の取扱を以て足れりとするも、所謂累犯者にし

て世に同情なき者に至りては單に改悛なき者に保護の必要なしとの常套語に藉口せずして出來得る限り居住地、職業、保護者を撰定して其處を得せしむるに努め、彼等をして自暴自棄犯罪を濫にせしむるの遺憾なきを期せざる可らず、論者或は繁なり到底行屆かずとするあらんも、是は實に監獄最終の一大重要事務にして若之をしも、繁なり行屆かずとなさは吾人は「汝は何を用として日々監獄に通勤せんとはする」と敢て反問を試み度望まざるを得ざらんとす、故に出獄時保護に就ては初犯累犯素より偏重寄倚なしとするも、就中兎角輕視せられ易き累犯者の保護に就ては一層深き注意を寄與すべき必要あるを信ずるなり。

吾人は差當り上述の意味を發揮し現在施設の上に更に一段の進步を期し、在學中猛烈に彼れ犯罪軍の敎鞭を粉碎し、一面出獄後の保護に依て更に清新の地位を供給し前後相連り內外相合するを得ば如何に强顏無恥の不逞漢と雖も其人性の本源に溯り、其境遇の轉換に依り必ず其自覺を喚起し得るに至るべきは蓋し疑を存ずるの餘地なきものと信ずるなり。

○少年受刑者身神狀態調査

（承第二十九卷第九號）

小田原分監勤務
監獄醫　藤本慶太郎

以上列記したるが如く原因（則ち動機）は何れも皆單純無味なるに結果（則ち行爲）は比較的にして因果の釣合はざるもの多し中にも放火の如き殊に然りとす以是彼等の如何に智力缺け熟慮足らず意思弱く判斷淺きかを想像するに難からず

八　罪名と精神狀態

如上の動機に基き犯したる罪名と其當人の精神狀態と其間相關聯するものあるや否を調ぶるに次の如し

種別	普通者	病的傾性者	癡愚格者	精神低格者	變質者	生來性犯罪者	計
竊盜	六七	二二	九	二七	五	五	一三五
橫領	八			三			一一
詐欺	四			三	一		八
放火		二	一	三		六	三
強盜	一			二		三	三
文書有價證券僞造	三						三
殺人				一			一
傷害致死	一						一
賭博	一						一
爆發物取締法				一			一
計	八五	二四	一〇	四〇	六	五	一七〇

則ち數字の示す所に據れは放火强盜殺人等の如き比較的殘虐にして世間を騷がし世人の膽をして寒からしめたる罪名は精神健全者に少くして却て精神に異常を有する癡愚者精神低格者等の類に多し之に反し稍智能を要する詐欺橫領文書僞造等の如き罪名にあつては少しとす故に彼等の犯せる罪名と精神異常の程度とは相關聯して離るべからざるものあるが如し

由來殘虐暴戾なる强盜殺人放火等の如き重罪を犯すものは世人の思惟するが如く大膽不敵なる獰猛者にはあらずして寧ろ小心怯懦にして智慮の足らざる例へば癡愚魯鈍精神低格者等に多きものにして是れ東西精神病醫家の實驗する所なり

九　自體的疾病

少年犯罪者の精神狀態を調ふるには先づ其肉體上の疾病の有無に重きを措かずんば時として大なる間違を惹起することなきにあらず故に余は其人の精神の缺陷は其人の肉體疾患あるに因するものと確信し常に之が檢診に腐心し毫も忽諸に附せざりし

今爰に少年犯罪者百七十人に對し嚴格なる診查をなし得たる所の結果を左に揭ぐ

病名	員數	比例
鼻茸あるもの	六人	三、五二%
肥厚性鼻炎あるもの	二十七人	一五、八八%
耳漏あるもの	三人	一、七六%

十　變質徵候

變質徵候は獨り精神及神經のみならず身體上にも亦其徵候を有するものにして一ヶ精神及神經的變質徵候一ヶを身體的變質徵候とす此徵候は少年犯罪者の精神狀態調查上大に必要なるものとす

(イ)身體的變質徵候は少年犯罪者にあつては、殆んど指定徵候とも言ふべき價値あるものなり然れども普通者則ち非犯罪者にも間々見ることあり又却て犯罪者に缺くることあり

彼の「ロンブロゾー」氏の犯罪人定型なるものを唱へしは全く此身體的變質徵候を指したるに他ならず犯罪者に變質徵候の多き事實は東西學者の調查によつて明かなりとす本分監に於ける材料百七十人に就き調查したる事實も亦之に一致す然れども該調查は其人員少數なるものなれは其結果を以て直に犯罪者其ものゝ指定症候と稱するは頗る大膽なる議なきにあらざれども、余は多年の實驗上確かに認め得べき事實あるを信す故に研究上裨益

沂親症あるもの	四人	二、八五%
眼疾患あるもの	四人	二、八五%
癲癇症あるもの	四人	二、八五%
神經性咽喉疾あるもの	四人	二、八五%
神經性頭重頭痛頭部押壓耳鳴症等あるもの	二十四人	一四、二〇%
耳翼動搖あるもの	一人	〇、五八八%
顏面「チック」のもの	一人	〇、五八八%
肋膜炎後の肥厚あるもの	二人	一、一七%
結核潛伏の疑あるもの	六人	三、五二%
筋骨發育及營養不良のもの	三十一人	一八、二三%
言語障礙あるもの	二人	一、一七%
体儒のもの	一人	〇、五八八%
陂臭あるもの	三人	一、七六%
花柳病あるもの	九人	五、二九%
疥癬症あるもの	二十九人	一三、五二%
計	百六十一人	
無病のもの	九人	五、二九%
合計	百七十人	

にして內有病者百六十一人無病者九人なりとす則ち總計百に對し有病者九四、二%無病者五、二九四%なり

する所少なからざるを以て爰に調査したる事實を其儘左に列擧することゝはなしぬ

身體的變質徴候を有するもの　百四十三人　(八四、二%)
更になきもの　二十七人　(一五、八%)

とす更に變質徴候を有する多寡により區別するに

一人にして數多の變質徴候を有するもの　百〇八人
一人にして三四の變質徴候を有するもの　三十五人
更になきもの　一十七人

以上有する所の變質徴候の部位及形態は如何なるものかと云ふに徴候其ものゝ最も較著なるものを摘示するに

異常形頭蓋のもの　三十三人　一九、四一%
頭形左右不同のもの　三十五人　二〇、五八%
顏面左右不同のもの　十二人　七、〇五%
齒列突出及齒列不整のもの　十六人　九、四一%
耳殼形狀異常のもの　十九人　一一、一七%
指趾形態異常のもの　二人　一、一七%
鼻形異常のもの　六人　三、五二%
包皮龜緣陰莖小兒的のもの　十二人　七、〇五%
扁平足のもの　八人　四、七%

(ロ)精神及神經的變質徴候は身體的變質徴候に一致し多大の缺陷を有するものとす以下揭載する所の精神及神經的缺陷は個々に就き精細に觀察したる所にして處遇上及敎育上輕々に附すべきものにあらず

一、智慮淺く熟慮を缺く
一、判斷力缺乏
一、德義及法律的觀念缺乏
一、秩序心の缺乏
一、忍耐心の缺乏
一、正直心の缺乏
一、勇義心の缺乏
一、謝恩心の缺乏
一、分別缺乏
意慾の力强くして智性のそと相平衡せざるもの
一、記憶力缺乏
善く事物を色々と記憶し居りて表面明は甚だ確乎たる場合あれども其要を拔萃し領解明に記憶する力は甚だ乏し此種に屬するもの中々多し、
一、理解力遲鈍

彼等の多くは竊盜にまれ、詐欺にまれ、橫領にまれ、將た放火にまれ、其物品を被害者に返附し或は其家の燒けざるときは眞に犯罪したるものにあらずと思惟し居るもの多し故に其不合理なることを言ひ聽かすも半信半疑の狀態にありて眞心其犯罪を自覺せざるが如し、

一、感情鈍麻及刺戟性興奮性
一、意志薄弱自制力及抵抗力少し
之れ少年犯罪者の通有性と認むべきものにして此種のもの頗る多し
一、抑鬱
運動は制止し筋肉は軟解し頭を垂れ前に伏し顏を擡げず注意を與ふれば擡くるも又忽ちにして垂れ額に橫皺を生じ眼光鈍く言語減少し低聲に答辯し緩慢して挫々しからざるもの
一、注意散亂
一、感覺異常
此感覺異常中最も多きものは觸覺痛覺の鈍麻にして次に嗅覺とす而して彼等の居常諸種の物品の取扱上容易に擡げ支へさるべからざる物を能く粗忽して手より取り墮し毀つこと多き事實あるは觸覺鈍麻に因するものならんかと之れ大に研究すべき事柄とす
一、懶惰(則ち仕事嫌ひ)
當然爲さゝるべからざる身的勞働を嫌ひ之れを避けんとする性癖あるもの此種に屬するもの多し
一、激昂癖
天性活潑なるもののみに限らず極めて弱々しきものにも之れある目擊す
一、夙成癖
年齡の割合に大人振るもの此種のもの二三あり
一、人の目を偸む癖あるもの
戒護者其他の目前に於てのみ行狀を正しくするが如きもの所謂表裏心あるもの二三あり
一、迷信
之は當人の年齡及敎育の程度により判斷を下し附與したる名稱にして此種に屬するもの比較的少し、百七十八中僅かに一人あるを見たるのみ
一、急慾癖
瑣末のことに頓に憤怒しポカリ人を毆るもの此種のもの二人あり
一、陰鬱內氣
一、運動故障
或人は之を意志活動の故障と命名せり之れ指を動かさんと欲して直に動かし能はざるものにして百七十八中唯僅かに一人を見たるのみ當人は仕事の際右手の拇指は示指に附着し示指は中指に附着し運動せず他手を以て離散したり

「ラヒプチヒ」大學教授「ストリッペル」氏は翼拳を彈せんとして拇指と食指との運動其意を得ざりしことありと云ふ

一、浮浪癖

勞働能力を有するにも拘らず勞働を厭ひ浮浪漂泊し神社佛閣或は民家の軒下に惰眠を貪るもの此種類のもの頗る多し

一、强情屈愎

一、言語及動作の無法

言語及動作に關する判斷力を缺けるよりして來るもの

一、偷盜癖

頗る多數なり此癖に種々あり少年犯罪者の多くは小なるものにして小盜みと稱するもの

一、遺　尿

之れに二種あり一は智力の缺損一は癲癇より來る癲癇的夜尿にして夜中小便作を來し少量つゝ漏すものあり

一、執　拘

强情に意地張つて飽まで執着なるもの

一、利己主義一名功利心

唯自己の利益たるのみ圖り己れのみの都合を計るもの

一、歪面癖

種々あるものなり然れども爰に記するものは顏面筋肉の作用により無意識的に起るものを云ふ此に遺傳に依るものならんか此種のもの唯一人あり

一、凝視癖

左程珍らしき或は面白きものにあらざるに會話の要旨を度外に措き呆れ顏して見惚るゝもの之れ意情の標徵なり注意散亂症と區別あり

一、欠　伸

倦怠の標徵なり會話時間未た長からざるに少しく間初むれば忽ち無遠慮にも大口を開いて欠伸し呼氣を吹き懸け平然たり或は工場若くは監房内にあつて時々開口欠伸聲を發するもの

一、竊み饒舌りする癖

他を忍び相互間顏を見つゝ小聲もて秘密的に饒舌るものを云ふ監獄は饒舌ること則ち雜談を禁じあるより自然彼等少年者をして相互間小聲もて饒舌るの慣性を與へたるに職由したるものか或は社會にあつて既に彼等が人目を忍び惡事を謀するに當り其事の漏るゝと恐れ小聲もて交談するより因襲の久しき自然發音機關の筋肉作用か微弱に働く慣性となりしものなるか二途何れに歸すべきか其研究未だ充分ならざるも惡缺陷の一なりと謂ふべし之れ感化教育上注目に慣すべきものなり

一、職　匠

使用に堪へ得る工業品を以て命令以外のものを拵へ或は未だ使用に堪へ得る工業品を圍め置するもの彼等間に屢々目擊する所の惡缺陷なり

一、懲　訴

儒弱の標徵にして左程大したる苦痛にあらざるに眉間に縱線を生じ悲哀の相を露はし異常に悲み訴へ今にも泣かん許りなるものを云ふ其默然浮浪的乞食の途上に立つて哀なる聲もて物を通行人に乞へるか如し此種のもの五人あり

一、虛　言

之れに三種あり一は故意にあらずして病的に嘘を吐くものと一は惡しき家庭に育ち幼時に於て既に虛言を吐く惡習慣を得たるに因するものなり

一、好　笑

外來人或は監獄吏員の通り過ぐるや其背姿を見送りつゝ相互顏を見合せ誹謗的の態度若くは批評的の意味を以て小聲に饒舌り笑ふもの此惡癖者頗る多し之れ精神變質的一種の缺陷と認むべきものにして感化教育上重要視すべきものなり

一、自暴落

服裝又は容姿等常に無頓着なるもの之れ意思の懦弱なる標徵とす

一、自殺素質

自殺素質とか自殺氣質とか命名すべきものにして此素質を有するもの少年犯罪者に中々多し倘度犯罪氣質姦淫氣質者が種々の誘惡種々の境遇に壓迫せられ容易に不法行爲を爲すと同じく僅徵の誘因動機によつて自殺を決行するものを云ふ之れ一種の精神的變質徵候にして全く腦髓の病的變質より來れるものなり合理的自殺にはあらざるものとす

一、扭　歪（ネヂクレ）

生來性の他誤りたる家庭教育其他躾方の失當より來るものにして感化教育上注目に値すべきものとす

一、口吃症

言語遲滯症とは區別すべきものにして口吃は神經病性素質者に見る所のものにして主に神經系統の不健全なる一分症と云ふべきものとす此種のもの至つて少しとす

一、器械的

例へば犯罪的行爲の惡しき事は知り居るも自家の思慮に訴へ何か故に又何の爲に然か惡しきか云ふ其惡しき理由を思考することなく唯人か惡しきと云ふを聞きて惡きと云ふのみ之れ凝紳者に多く見る所の缺陷とす

一、不靜止的惡戲

監房内にあつて靜止の狀態にあらざるべからざる時に於て靜止の狀態にあるに堪へずして落書をなし或は玩具を拵へる等の惡戲をなすもの「ストリッペル」氏は之に筋肉常恒活動癖の名を冠せり余は心理的研究上之に不靜止的惡戲の名を附するの妥當なるを認む此種のもの少年犯罪者殊に精神低格者病的傾性者等に多しとす

之に二種あり一は神經系統より起るものと精神か靜止の狀態にあり得られざるより起るものとあり然れども何れなるか此區別

頗る困難なることあり

一、多涙質

收容時及釋放時に際し其席に侍へり觀察するに分監長の訓言戒告あるや忽ち目に涙を宿し甚しきは數行滴下するものあり滴下するかと思へば涙に盛りし眼は忽ち瘠態に復し其跡を留めず以前に立ち還るものを云ふ此種のもの頗る多し彼等は感ずるも早く又醒むることも早し（未完）

○最近十三年間の死亡者に就て（承第二十九卷第十號）

大阪監獄
監獄醫　鈴木勇

偖て表の示すところによれば、入監後半年乃至一年の間に死亡せしもの最も多くして、全死亡數の約四分の一を占め、是に亞ぐものは一年乃至一年半の間に死せしものにして、全死亡數の約八分の一に居る、而も一ヶ月以內に死亡せしもの比較的多くして、五十七名に達す、三年以上在監せしものは最も少數にして、四十五名のみなり、一ヶ月以內に死亡せしもの多きの故を以て、監獄內の衛生狀態必ずしも不良なりと見做す可からず、何となれば入監後間もなく死亡せし者は、後段役業の部に於て再述するが如くに、入監時既に稍や病勢重態のものにして、一日寸時も役業に就かしめず、直ちに病監に收容せられて、規定の許す範圍內、力の及ぶ限りの處置を施したるも、終に死亡したるもの大部分を占め、タトエ彼等をして監外に在らしむるも、必ず速かに死す可きものと認め得可きものなりしを以てなり

六、發病時の關係

病名 ＼ 前後	入監前發病	入監後發病	前後不明
結核病	二、八六	二五	六
呼吸器病	三〇	一七	〇
消化器病	二四	六一	五
泌尿器病	一四	一二	三
血行器病	三九	一	三
急性傳染病	〇	五	〇
雜	八	〇	三

	二四	三二	二
中樞神經病	四	一三	〇
精神病	八	〇	〇
癲病	五	一七	二
全身病	二	〇	〇
脚氣	四		一
腫瘍	〇	四	〇
外科病			
合計	四五八	一八七	二五

入監前の發病、即ち入監當時既に患者なりし者四〇五八にして、入監後に發病せしもの一〇〇七名、（內六名經死）病氣の性質上、入監前の者なる可しと思はるるも、入監時極めて輕度なりしか或は潛伏性なりしため證明すること能はざりしを以て、入監前後を指定すること能はざるもの二十五あり、結核患者は殆ど皆入監前の者にして、表に於ては入監後の發病者を二十五名見れども、是れ入監時に果して健康者なりしや否や頗る疑はし、斯く言へば、人或は監獄醫の技能或は其の職務に忠實なるや否やを疑ふ者あらん、然れども醫師が病者を診察するに當りて、その本人の自覺的症候を豫診して、後初めてその方向に向つて他覺的症候を檢出するものにして、此の兩症候は恰も鳥の兩翼の如く、その一を缺くも完全なる事を得ず、或種の疾病殊に肺結核の如きは、其の初期に於て極めて輕度なるもの、殊に所謂潛伏せるものにありては、本人の自覺症候も明かならず、他覺的にも專門の大家と雖、只だ一回の診察にて直ちに是を斷定する事は頗る困難なる事稀ならず、況して一時に多數の新入監者を、可及的短き時間內に、健康診斷を行はざる可からずして、而もすべての醫學的設備完全なりと言ひ難き監獄に於て、悉皆漏さず、即時に誤りなく、檢出せよと責むるは決して常識あるものの言にあらず、本篇は元來議論せんがために纂したるものにあらねども、世に往々監獄醫を劣等醫視し或はその無責任を誣ふる者あるを以て、監獄醫のために一言是を辯じ以て誤解なからんことを望む

偖而かくの如くにして、監獄内の結核病は殆ど皆凡て患者が監外より携帶し來りしものと言ふも、敢えて過言ならざる可し、但し輕度なりし者或は潜伏性なりしものが入監後に其度を進め或は發露せしものはある可し。

消化器系統の疾病は大多數。入監後に發起せしものなれども、是れ主として胃及び腸の加答兒なり是れ監獄の食餌その他の衞生的關係が特に甚しく不良なるがためにあらずして、入監前には美衣美食に飽き、身心を放逸にせし習慣なりし者が入監後急に自由を束縛せられ、慣れざる食物、親しまざる土地に起臥するに至りしため、胃腸を害するに至りたるがためなる可し、蓋し胃或は腸の單純性加答兒にて死亡する者は、永く在監してすべての監獄狀態に慣れたるものに尠く、刑期短く在監時日少なるものに却て多きに徵するも明なり、本段に於ても發病が入監前なりしか否や不明なるものあれども、その多くは胃潰瘍にして、本病は人の知る如く本人の訴へなくしては決して知る事を得ざるを以て、その發病も從つて不明なること稀ならず。

血行器病にありては慢性に輕過し、而も一旦罹れば到底全治せざる心瓣膜病、その大部分を占むるを以て、從つて在監中に初發せしものは最も稀なり。

腦脊髓病に於ては入監後の發病多し、是れ其の大部分は急性腦貧血及び腦出血なるがためなり。

精神病に發病入監前の者四名あるは、監獄としては甚だ奇怪なるが如きも、是屢々述べたるが如く、精神病とするは不適當なれども、只だ便宜上此の項に算入せし者にして、何れも皆白痴或は低能者なり。

全身病は入監前發病の者五名にして、内二名は糖尿病、三名は慢性貧血症なり、入監後の者にありては、敗血症・膿血症・尿毒症各一名宛にして他は悉く老衰或は營養消耗者なり。

脚氣にて死亡せしもの只二名に過ぎず、而も兩者共に入監前の發病に係り、入監時既に重症にして直ちに病監に收容して休養せしめたれども、一ケ月以内に斃れたるものなり、他の監獄は知らず、當監獄に於ては、死亡程度の重症脚氣病が、入監後に初發せし例一もなし、死に至らざる輕症脚氣は、往々是れを見れども、何れも皆入監時既に存在せし者にして、監獄内の產物にあらず、かくの如く入監後の脚氣症の決して初發せざるは、頗る興味ある一現象なる可く、此の現象を單に麥飯を以て說明するは、聊か物足らざるの感あり、大に吾人が研究する餘地ある者と信ず。

七、死亡者の役業(自明治四十三年至大正四年)

疾病	結呼消泌血急膿中瘤精全自腫脚外
役業	核吸化尿行傳科
	器器器染的
	病病病病毒病病病殺瘍氣病
廐工具繩	的
繩網或繩	經神身
は廐繩綱	神
糸繰	
管卷	
	四、〇、〇、三、〇、〇、〇

を各人に就き一々區別して記載する事は甚た煩雜なるを以て、其内最も永く就事せし役業、或は發病時の役業のみを擧げたり、偖而表によりて見るに、强役と認む可き役業に就事せし者は、極めて僅數にして、麻製鼻緒工に就きしもの最も多く、其他麻繩綯或は棕櫚繩綯及び糸繫に就業せし者是れに亞ぐ、何れも皆輕役にして、特に建康狀態に影響し、或は病勢を增進せしむるが如き種類のものなし、入監後直ちに病監に收容せられて寸時も就役せざりし者、四十二名あり、而して是等の者は、初めより多少重態なりしが爲もある可しと雖、不就役の割合に生命を永く保ちし者尠し、又他面にありてはたとえ輕症にもせよ、病に惱みつつも比較的强役と認む可き役業に就事し、而も入病監或は死亡する等の事なき者亦甚稀ならず、表に示すところは病者なるが故に、輕役に就かしめし傾きはあれども、悉く然るにあらず、かくの如く輕役に就事しつつ、病める者最も多く、又入監時既に心臟瓣病、肺結核等に罹り居る者は、初めより强役を避く可く、又實際輕役に就かしめ居るも、入監時の健康狀態は、强役に就かしめて決して差支なき程度の者も、罪質其の他の關係によりて輕役を撰んで、就役せしめし者多きに、却つて死亡し、而も同樣なる或は時としては彼れ等よりも身體の狀態劣れる者が、强役にありて、罹病せず或は死亡せざるを以て、考ふれば、特に重症或は將來必ず重症となる可き(例之肺結核・心臟瓣病等)病のあるものの他は、役業の種類が死亡に大なる影響を及ぼすと信ずることを得ず。

八、懲罰との關係

死亡者中には、永く在監せざりし者あり、當に病監に在る事永かりし等種々の理由ある可きも、その身分帳に就て調査するに、懲罰を受けたる者比較的少くして百名に充たず、二日乃至五日間、其の食量を三分の一乃至二分の一に減せられし事、數回に涉れる者數名ありしと雖、其他は多くは只

だ一回乃至二回に過ぎず、殊に懲罰が身體殊に其體量に及ぼす影響に就ては、他の意味に於て、余か目下調査中にして、未だ完成發表の域に達せざれども、今日迄の調査によれば、懲罰殊に減食罰によりては、一時其の體量を減ずれども、多くは三日乃至五日にして再び殆ど恢復するが如し、(但し短時日内に數回に涉りて罰せらるる時は例外とす)、以是觀之、特に重症者或は輕度にても肺結核患者の如きを除きては、懲罰殊に減食罰が死亡に大なる影響を及ぼすとは考へられず、稍や極端なる言なるも輕度の胃腸加答兒にて、消化・吸收の障害せられある者には、二日乃至三日間の減食罰の如きは却つて其の疾病に對して饑餓療法 Hunger-kur として一の良劑たる場合ある可しと余は信す。

九、死亡の時刻

是れ一見、兒戲に類するが如きも、是れを考ふる又一興ある可し、徒に枚數を要求すること大なるのみなるを以て、茲に具體的に表を擧げざれども、六百六十六人の全死亡者中、午前八時より午後四時迄の間に死亡せしは僅々六十餘名に過ぎず、他は悉く皆午後四時より午前八時迄、殊に午後九時より午前五時の間に死亡せしもの最も多し、是輕々しく一笑に附し去る可き者にあらず、其間何事かを暗示するものあるにあらずやと思はる、夜間は外界靜かにして、萬物休止するの時にして、動物の精神狀態も沈靜するの時なるを以て、俗に所謂「氣が弛む」と言ふが如き精神作用も、其の理由の一端に坐す可きは勿論なれども、其の他の理由に至りては尙研究を要するものと余は信ず。

十、八年(自明治四十一年至大正四年)間の死亡率

茲に記したる在監者數は、一年間の延人員を日數を以て除して得たる平均數なり、かくの如き平均數に對して、その率を求むるは多少精確を缺くの嫌あれども、一面に於ては他に採る可きの良法なかりしと、他面に於ては其の概略を知る上に於て

は大なる障碍なしと信じて暫く是に從ふことせり。

年號	平均在監者	死亡	一萬人に對する割合
明治四十一年	二一八三	四二	一九六
明治四十二年	二五二九	四九	一九三
明治四十三年	二五五三	六〇	二三五
明治四十四年	二四五三	五二	二一一
大正元年	二三三四	五一	二一八
大正二年	二四三八	七二	二九五
大正三年	二四八四	六五	二六一
大正四年	二五五五	三〇	一一七

今其の割合の大なる年より順に記すに、大正二年大正三年・明治四十三年・大正元年・明治四十四年・明治四十一年・明治四十二年・大正四年となる、かくの如く大正二年・大正三年に於ては、却て以前に比して死亡の割合多きは悲む可く、恥づ可き事なれども、最近の大正四年に於て殆と其の半數にも充たざるは、大に喜ぶ可き現象なり。

大正二年・大正三年等に於て、何故その死亡者多かりしは、余の奉職以前の事に係り且つ身分帳その他記錄に照すも、十分是を說明するに足る可き事柄を見出す能はざるを遺憾とす、其原因種々ある可しと言へども、死亡數の多かりし年と監獄醫の更迭頻繁なりし年とは多く相一致す、實に大正三年の如きは、醫務主任を合して六名の監獄醫中、三名の更迭あり、是れに反して最近十三年間を通じて最も死亡數の尠かりし大正四年には、珍しくも一人の更迭なかりしを以て見れば、死亡數從つて全般の衛生狀態と監獄醫の更迭との間には、必ずや一定の關係あるものと思はる、是れ當局者の大に注目す可き點の一なる可しと余は信ず。

總括

今前述せし所を總括するに次の如し。

一、衛生狀態は概して、良好に趨き、最近にありては營養不良のために死せし者はなし。

二、結核病患者が死亡者數の主位を占め、而もその發病は殆ど皆入監前の者なり。

三　消化器病による死亡者數は、結核病死亡者の次に位し、而も其の多數は入監後の發病なるは大に注意す可きものなり。

四　消化器病死亡者を除く他は、入監前の發病多し。

五　懲罰及び役業の種類は、特別なる場合の他は、死亡數に對して大なる影響を及ぼさず。

六　入監より死亡に至る迄の月數は、六ヶ月乃至一ヶ年が最も多し。

七　脚氣症が在監中に初發する事は殆どなし。

八　死亡時刻は多く夜間なり。

九　死亡數と監獄醫の更迭數とには多少の關係ある可し。（完）

○監獄生活と普通生活との不調和を如何にすべきか（承第三十卷第一號）

苅屋哲公

次に作業中少しも休息のないのが監獄生活の特色であります。普通生活では午前に一回午後に二回位の休息はして居ります。此休息を與へないといふことは、一面刑罰の痛苦を感せしむる點にも價値があるのでありませうが、生理的要求から見ても、作業の成績から見ても、或程度の休息は必要であらうと思ひます。故に弊害の生せない程度に於て、一定の休息時間を與へる事にしては如何乎と思ひます。然らば如何にして休息させるかゝ實地問題であります。唯自席に手を束ねて靜に休ませたのでは餘り效果もなく、且つ雜談等の弊害も起り易いと思ひますから、午前午後に一回づゝ七分間乃至十分間位擔當看守の面前に整列せしめ、姿勢を正うして大聲に唱歌を合唱せしめ、然る

後下腹に全身の力を込めて深呼吸をさせる事にしたならばよからうと思ひます。而して唱歌は『感謝』『懺悔』『勞働神聖』等の意味に於て、至極通俗的なものを作つて、擔當看守が音頭取になつて教へることにしたならば面白いではありますまいか。長時間瞬時の休息も與へずに鞭撻しても、實際は倦怠の情に堪へないで、欠伸交りでやつて居るのであるから、此處へ右の如き方法で休息せしめる事が出來たならば、清新の氣分を養ひ、生理的にも能力的にも好結果が得られると信じて疑はないのであります。

其次には食量であります。普通生活に於ては、自己の體格本位に分量の增減が行はれて居ります。然るに監獄生活に於ては近來作業本位になつて居りますが、此體格本位といひ作業本位といひ片寄つて仕舞うのは如何かと思ひます。受刑者に對してかくの如く定められたのは、經費の關係もあるからではありませうが、作業本位に食量を定められる爲めに、老人も青年も虛弱者も强壯者も社會の習慣に戻つた不適當の分量を與へられるの不自然を演出して居ります。爲めに終日終夜飢に泣くものがあるかと思へば、自分の過剩食を他囚に與へんとするの犯則も出來る事になります。之を救濟するの道は唯體格相應の作業を課するのみでありますが、罪質、犯數、性格等の關係上、往々然る能はざる場合があります。故に食量の多寡は入監時監獄醫の健康診斷による體格の甲乙を本位として、作業の種類を從位とし、兩者を參酌して定むる樣にありたいものであります。爲めに經濟上損害もありませうが、一面には大に作業能率を增進し、多少欠陷を補ふ事も出來るであらうと思ひます。

普通生活者は自己の勞働に關する經濟的價値を知つて働きます。その爲めに非常に奮勵する事になるのであらうと思ひます。監獄生活のものはこれが能く分りません。成程作業賞與金計算高の告

知は受けますけれども、これで以て直ちに現在の勞働が幾何の社會的價値があるかを知るわけには行きませぬから、經濟上の刺撃が起りませぬ。從つて出獄後自己の選擇すべき職業に關して、經濟的盲目になるの弊があります。自分は今日何程の價値のある仕事をして居るといふ事が分れば、非常な刺撃にもなり參考にもなるであらうと思ひます。

由來在監生活は生活難を知りませぬ。此原因は勞働の價値を知らぬばかりでなくて、其外にも大なる原因があります。即ち彼等は食物も衣服も給與せらるゝものであるから、世智辛い世間の荒風に中らずして氣樂な生活をして居る故ではありますまいか。普通生活は自給自營、否自己の細腕一本で多くの家族を養うて行かねばなりませぬが、監獄の罪囚は自分の仕事が僅か二錢か三錢の價しかないにも拘らず、兎に角養うて貰はれるといふのでありますから、人生最も苦心する生活難に對しては、頗る呑氣といはねばなりませぬ、此生活問題に呑氣な習慣は、一朝出獄すると共に、現實に悲慘なる影響を蒙つて、再び社會の戰敗者となるに至るのではなからうかと思ひます。故に此點に關する刺撃を與ふるやう實際生活上の智識……殊に經濟的智識を常に注入する必要があらうと思ひます。

今一つは在監者の起擧動作が餘りにお客人的になつては居るまいかと思ひます。下層社會の生活に於ては總べて主人振を發揮して、自分の事は自分でするのであります。然るに監獄では或點に於ては勿論自分の事は自分でやらせてありますけれども、どうも据膳を食うて居る事が多い。例へば下駄を穿けば穿流しで跡仕末は外のものがするとか、飯を食へば食ひ流しで跡の食器は外のものが洗ふとか、一寸入用のものも自分は動かずに、看守や雜役夫を煩すとか。敷へ立てれば細かい事ではあるが隨分澤山あるやうに思はれます。分業の

利益上多數のものゝ一人々々でせねばならぬ仕事を、一人で分業的に引受けるといふ方法は善いかも知りませぬが、實際の家庭殊に下層社會の家庭では、日常の起居動作に分業制度を採用する譯にはとても行きませぬ。又出獄後他人の家に雇はれてもする場合には、出獄人は氣が利かぬこと夥しいといふ雇主の苦情の出るのも無理のないことであります。規律檢束に差支ない限り、何とか改められぬものではあるまいかと考へます。

さなきだに犯罪者の多くの特色として萬事他動的で依頼心が強くて困るのでありますが、以上の關係から著しく獨立自治の精神が欠乏する嫌があります。此上にまた出獄後は保護してやるといふ事を、餘りに懇說するやうになると、意を得て聞くものは無論宜敷いが得ずに聞いて益々依頼心を起し、自分では少しも心配も努力もしないで、無暗矢鱈に典獄や教誨師を訪問して保護して呉れとか、資本金を貸して呉れとかいふものが多くなるではあるまいかと思ひます。私の經驗中、或監獄から出たものが求職の相談に來ましたから、二ケ所程へ添書なり電話なりで使用方を交渉しましたが、本人を見て餘りに傲慢で我儘であるので皆斷られました。其後是非何れかへ世話をして呉れと、度々頼みに來ましたが、見込がないのと使ひ道がないのとで、要領を得ずに歸りました。其者は致方がないので習ひ覺への易者をして居りましたが、或講話會の席上で、私の顏を見て非常に攻撃しました。教誨師は出獄人を保護すべく、司法省から命令を受けて居りながら、其任務を盡さいのは冷淡であるといふ意味で、理屈をいふのでありました。これには私も濟度に困りましたが、兎に角懇篤に說示して分れました。此等は保護といふ事を誤解して居るもので、無論標準にはなりませぬが、一面から申せば保護奬勵の餘弊でもあり、依頼心養成の結果でもあるといはゞいはれるかと思ひます。

今一つ申添へておきたいのは普通生活と監獄生活とを比較すれば前者よりは後者の方が休日が著しく多いといふ事であります。受刑者に關しては、一ケ年間十四日の免役日があります。(大祭祝日の外に一月二日と、十二月三十一日を加へて)。その上日曜の半日(全日休の監獄もあるか知りませぬが)を休みます。此半日を一ケ年間積算すると、約二十六日になり、前の免役日を合せて實に四十日になります。普通生活に於ては決して此の如き多數の日子を休業しませぬ。尤も受刑者の休日は作業こそ休め、一面精神的滋養を與ふる爲め教誨を施して有效に費消しますから、決して無駄に休むのではなく、實は大なる精神作業を營んで居るので、休み甲斐のあることになりますが、日曜日の夜間まで休ませるのは如何でありませうか。せめて日曜日の夜業丈は、休ませない事になりたいと思ひます。

まだ外にも段々普通生活との不調和の點があると思ひますが、差當り思付きのみを述べて見たのであります。恐くは寡聞淺見の愚論として、識者の一顧にも價せぬであらうと思ひますが、敢て賢明なる諸兄の高敎を望む次第であります。

監獄衛生雜感

金澤　石崎貧樂生

文身除去法

文身を除去する方法種々ありと雖近時賞用せらるゝものカールステルン氏法とす該法は白堊、乳糖、酸化亞鉛、九六%酒精を等分に混じたる泥狀劑を消毒せる文身皮膚面に滅菌せる針を以てやゝ出血するの程度に亂刺して擦入し終て硼酸軟膏を貼布し絆瘡膏にて止めおく翌日之を檢するに一般にやゝ陷沒し極めて淺在せる潰瘍狀を呈し次て色素顆粒は脫落せられ寧ろ白色となる但し此際毛髮は犯さゞることなし漸次表皮を

形成し色澤も時と共に尋常となる只餘りに深く又は太き針を以て多少手荒く亂刺せるに於ては該部の皮膚組織は色素顆粒と共に明確なる界を以て脫落し相當の瘢痕を殘留す一回にして不充分なれば潰瘍狀變化の全く消失せる後以上の處置を繰返すべきものとす

犯罪者精神病院

內務省衛生局に於ては現行精神病者監護法の改正に意あり追て議會に提案すべしと云ふ之れ原より經費の關係にして東京府が精神病救護の爲めに年々支出する所數十萬圓の巨額に上り負擔多大なるを以て支辨方法を變更せんとの希望もあり東京に精神病者の蝟集する傾あり之れ地方相當の機關なきにもよるべし地方に於ける精神病院の設立や急務なり之と共に犯罪性精神病者及び精神的犯罪者を收容するの機關も皆無なりとす此際之等を收容する特別精神病院の設置せられんことを望むものなり

國立感化院設立の企劃

內務省明年度豫算に該經費を計上せる國立感化院設立費は十五萬五千圓にして來議會の協賛を經れば東京、千葉、埼玉、神奈川の一府三縣中に於て其敷地を選定し明年度中建築工事を竣工せしめ明後七年度より開院し不良少年百五十名を收容する方針なりと

人種改善學

監獄に於て如何に多大の費用を投じ彼等を改善せんとするも事の至難なる着々其効果を見ざるもの多年の統計を通覽し今日の實況に考ふるときは獨り刑の執行方法や監獄の建築や司獄官の能力を云々して在監者を減少せんとするも容易の業に非さることは明白なるに非すや

近時累犯者は益增加し停止する所を知らず然とも犯罪者は相當の處刑なかるべからず刑は監獄に於て執行するにあり監獄は彼等をして改善せしむるにありと茲に改善不能者あることを自覺

するもの近來漸く多きを加へ時に之等を收容せんとするに至る然とも世界の大勢より考ふるに近時人間に於ける遺傳の研究再び熾盛となり人種改善學を唱道するに至る本學や歐米に於て盛に研究せられ我邦に於ても永井博士及ひ大阪醫科大學に於て本學の研究科を設けらるゝやの風說を耳にす予も亦た動植物の改善着々其功を奏するを見るを以て獨り人間を改善する不可能の理あらんやと云ふが如き漠たる頭を以て之が研究の必要を感すると共に其效果の見るに至るべきは今より數世紀の後にあるべきを信ずと雖今日の狀態に放任するときは何時如何なる時に於て誰か此衝に中るべき徒に食膳の蒼蠅を拂ふが如き何の甲斐あらんや

人種改善學（優生學）即ち「ユーゼニックス」Eugenics. とは羅甸語にて「善ク生レル」と云ふ意なり所謂人間の稟賦を尊重し稟賦の改善に依て人間の向上發展を期する事を以て研究の目的とす但し人間に向つて其原則を適用せざりしも他の生物に向つては夙に之を實施して良結果を收めつゝあるものとす

例之金魚の如き金魚屋によりて種々に變化され吾々の嗜好に滿足を與へ居れり又菊花の如きも源に遡れば普通の野菊より園藝家の手により變化せるものとす又夫の小麥や綿や糖菜等の植物又は牛馬や羊豚の家畜は夫々有用なる性質に向つて改善せられたるに非すや然るに人間は進んで之を自己の上に應用せざる者にして奇怪の感を起さゞるを得ざるなり

人爲淘汰によりて種類を改良するには例之ば金魚の尾鰭の立派なる者を造るには多數金魚の中最も尾鰭の立派なる雌雄一對を選出し之を交尾せしむる時は其數の子は尾鰭の立派なる者となるべし次に其子より更に善良なる者を選出し一層立派なる孫を造り出すが如く代々淘汰を行ふ時は後には非常に立派なる金魚を造り出すこと

を得るなり

此方法に付理論上の原則を求むるときは左の如く總括することを得べし

(一)動植物は變化性を表はすこと(二)變化性により起りたる形質の變化は遺傳により子孫に傳はること(三)形質の遺傳するに當りては其離合集散は極めて自由にして隨つて人は淘汰作用によりて彼を拔き去り之を附加し容易に意の如き形質を具ふる者を造り得ること是なり

凡そ生物は變化すべき者なり同一の親より生れたる兄弟と雖十人十色なること勿論なりとす此變化は實に進化の第一にして恰も動搖せる水の腐敗せざるが如く變化ありて始めて進化の起る者とす要するに第一に變化第二に淘汰第三に遺傳にして變化性ありて種々なる材料を供給し淘汰作用ありて與へられたる種々なる材料を選擇し而して遺傳により淘汰せられたる形質を後代に傳へ茲に始めて進化を實現するものなり

生物の變化を研究したる最初の學者は佛蘭西のケトレー氏にして氏は人の身長なる一の標準が多人數の間に於て極小より極大に至り何程の範圍に於て變化するや且又其範圍内に於て如何なる身長のもの幾人ありやと云ふことを始めて統計的に研究したり然るときは變化の範圍内に於て中等度の者が最も多數にして最小最大の兩極端に向つて漸次其數を減じたり之を代數の公式により著したる者をケトレー氏の法則と云ふ其後英吉利のゴエルトン氏は深く之を研究して其間に動かすべからさる規則あること確定し生物測定學なる一の新學問を起せり

ゴエルトン氏は從兄弟なる進化論者ダーヰン氏の爲に實驗的證明を與へんとして人間の身長に着眼し二百五組の兩親より生れたる九二八人の子に就て兩親の身長と子の身長との間に如何なる關係あるやを調査し其結果大なる兩親より大なる子を生し小なる兩親より小なる子を生することを明かに證明し淘汰によりて大なる男女を選び結婚せしむるときは大なる子を生じ更に其中より大なる者を選び結婚せしむ斯くして以て漸次淘汰作用を反復するときは漸々其子を大ならしむる者なりとす

然るに丁抹の植物學者ヨハンゼン氏は豆に就て試驗を行ひ其材料の始より純粹なる系統の者ならざるべからざることを唱道し即ち所謂純系統を選んで試驗材料とせざれば其試驗の結果は頗不正確なりと云へり故に純系統に對しては淘汰作用は何等の影響なし淘汰作用により純系統を變化せしむることを全然不可能なることを確めゴエルトン氏と正反對の結論に達せり故に吾人は晩近生物學の立脚地より斷案を下して言はん生物の進化に取りて大切なる者は外界の影響及び淘汰作用の如き外的條件に非ずして實に種性夫れ自身の内的條件にありとす而して是れ實に人類永遠の向上發展を期すべき人類衛生に向つて動かすべからざる基礎たるべき者なり

次に遺傳に就て說く所あらんとす墺國の「アルトブリユン」の僧侶グレゴール、メンデル氏は遺傳の現象に關し根本的說明を與へたる人なり吾人は如何なる兩親の間に如何なる性質の子而かも如何なる數の割合に生るゝかを數字的に精確に豫想し得るに至れり加之之に向つて數理的の說明を與へ得るに至れりメンデル氏の此重要なる學說は之を次の三に總括することを得べし

第一には遺傳物質の獨立に關する法則にして遺傳物質なる者は化學の所謂原素に比較すべく離合集散することあるも其本性を變化することなし而して此の種々なる遺傳物質相寄り生物の身體を構成す其關係殆んど種々の木材により一個の寄木細工を造るとき一般なり隨て吾人は彼を拔き是を加へ遺傳物質の配合により種々なる形質の變化を起さしむることを得

雜纂

○尾原氏著「新時代の人格」を讀む

北島良吉

靜乘尾原氏は敎誨の職に在り深く思想界に留意して常に時代思潮の研究に努め、社會の實狀を討査して專ら人性問題を討究す、蓋近時稀に覩る實學の人なり、頃日氏は其新著『新時代の人格』なる一冊を寄贈せらる、其内容を見るに總論に於ては現代人心の歸趨世態の風潮を基礎として人格を說くこと詳密、本論に於ては其細に入り個人の相貌言語禮式宗敎家庭社會等の各項に分ち實例を擧げ引證を正確にし譬喩又適切以て新時代に於ける人格の修養を說くこと剴切、其結論に於ては人生と宗敎、安心立命、天賦と最後なる項を設け人生の終歸を詳論し以て人格論を結ぶ、行文又極めて平易、予之れを一讀し其結構理論に精にして實際に密なるを思ひ深く氏の着想並に篤學に感せり、蓋本書は獨り監獄職員の修養在監者の敎化に益する著作なるのみならず、必ずや一般精神界に貢獻し實際界を利すること又尠からず、眞に現代の要求に應ずる鴻著なりと信じ遂に此腐辭を述ぶるに至ると云爾

○餘寒隨筆

法聲散史

○一品料理　隨筆と云へるもの其多くは斷片零碎にして山盛の惣菜の如く將又滋養少き輕便洋食に似て所謂一品料理なり從て趣味深き會席料理に及ばずと雖も一品料理の起因を案ずるに十錢均一の安値主義又は時費節約の輕便主義に基けるものにあらず、自家が得意とせる料理を吟味して之れを客に侑め以て其聲價を高めんとするにあり左れば美味を漁さらんとする客は甲の料理店に於て其得意のフライを食し直ちに馳せて乙店に赴き精撰のスープを啜するに至るとか、個は一品料理の起因に關する通說にして隨筆の眞價を明かにする證左と爲すを得ず雖も假令ば政治界に於ける斷片零碎は一人一黨にして而も相當の權威を保ち、一日一善の鼓吹は能く風敎の面目を一新し、一人一會の獨酌は餘寒の天地を凌ぎ得て妙なるに於ては隨筆必ずしも無用の業にあらざるのみならず其の之れを延ばせば飴細工の如く飾て並ぶれば古道具に似たるものあり爲めに其間堀出物なきにあらず

△椽下の力　某先輩常に後進に誨へて曰く椽の下の力持たることを厭ふ勿れ之れを忍ばずんば大成せずと、之れ至言なり官人の弊、自己實力の如何を顧みず長官たらんことを望み課長たらんことを望み、首席たらんことを望み、主任たらんことを望む悉く誤れりと云ふべし炬の如き天眼上に在て能く各員の實力と勤怠とを考査し以て之れを適所に配す、椽の下の力持たることを厭ふものは失敗し然らざるものは成功す、獨り官界に於て然るのみならず洵に天下の通義なり、椽の下豈必ずしも蜘の巢の住家なりとのみ云はんや

△文明開化　文明の明は光明の明なり、五百燭の電燈を以て裏店を照すものなり、あらゆる方面の墮落を認識し得るは當然なり根底より掃除せざるべからず、開化の化は化物屋敷の化なり、百鬼の山高を冠り髯を貯へて都大路を横行するは當然なり悉く之れを退治せざるべからず只其掃除人夫と宮本派の劍客なきを如何せん

△揚足物語　洋酒問屋の軒頭諸官省御用の銘打ちし看板の揭げあるも右の官府が鱈腹に飮みたる事實あるを聞かず寧ろ適切を望まんとならば燒芋屋に愛國婦人會御用の看板を揭ぐるを可とす

石川五右衞門濱の眞砂の辭世をものして之れを今日に傳へ野口菜嘗て獄中の告白なるものを著し版を重ぬる數次、臭名は千載に傳へらるゝも芳名は其場限りなり

もー御納杯下されと云へば主人先づ〳〵今二三杯と薦む、納杯先生之れより飲むこと大凡一升五合、夫れ猶一升五合の量あらば一升五合を初めより辭せずして飲むべし、何故に一升五合の量を餘して納杯を乞ふか、謙遜の德か遠慮の美か、孔子曰く、無遠慮必有近憂と、蓋し納杯を意味するものにあらざるべし

人に託して筆一本を求む、其價を問へば宜しう御座いますと答ふ、既に其依託に依り之れを買求め來る一本五錢の少額なりと雖も直ちに其代價を受取るべし、何ぞ殊更に宜しいと云へるや、況んや實は其五錢を心に牢記して永久に忘れざるに於てをや

△學問の解　古書を繙くに徂徠か大岡越前守を誡めたる學問の解あり其大要を錄せんに（前略）越前守殿被仰には不佞大役を蒙り天下の町人を支配す然れば學問なくては萬事を行ひ難かるべし、願くば門に入て學ばんとなり、徂徠承り仰の趣御尤なり然れども君は頓智ありてよく訟をもさばき給ふ、只今より學問に御かゝわり被成候はゞ筋により御志も變り御役儀をも輕く思召すようになり却て御勤め麁略になり可申候希くば御無用に御座候と申上る越前守然らば學問致し候ものは役儀勤め難きやとありければこの大役を勤めし人は多く博學なり是は幼年より學問して自然に其途を得たるなり學問は大道なり、ものを見かけて急に學び用に立つべきにあらず夫故になまじいに學問して少計りあかるくなり候はんは萬事非に見へ却て用に立たず殊に御役は天下の風俗を御とりさばき被成候事なれば邪正をよく御たゞしなされこざ〳〵致し候ことは只今までの御さばきにて人々心得仕候、

それともに學問被遊候はゞ御隱居にても被爲候て御ひまに爲され御取りかゝり被成候はゞ元來の御發明故如何樣にも成就可成候右候はゞ御子樣への御誡にも可相成候てこれまた無益にあるまじく候當分の御學問は却て御妨なるべしとありければ成程聞へしとばかりにて其の以後學問の沙汰なかりし（下略）

其說くところ深遠にして條理の動かすべからざるものあり、蓋し學者の學者臭きと實務家の實務振るとは共に當代の通弊にして其尤も後進を謬らしむるは一夜造りの碩學鴻儒なり、徂徠の言三誦五讀の値なしとせんや

△改膳不能　爰に大酒を好む男あり、春はとそ酒に命をのべ桃の酒に心をうつし、夏は柳樽のもとにすゞみ居ては、ひやざけをたのしみ、秋はさか月のかげにまくらをかたむけ、隣家にさけをあたゝめて紅葉をたき、心のすまぬ折節はにごりざけをたのしみ、冬のさみしき時雨の夜すがは、あられ酒を友とす、されば夕部に大酒してあしたにしすともかんなべをのみはなさじとす、時にしたしくかたる友達、此人はつひにはないそんの生成とて、さま〴〵といさめけれども、酒こそいのちなりとてすこしももちひず、有時大酒してさんさんにはきたる中に、友達鳥のきもをいれて、つね〴〵云ひたるに酒をとめ給わぬこそせひなけれ、今貴殿のはきたまふを見たまへ、人に五ぞう有、そのうちの一ぞうをこれはき給ふぞ、五ぞうか一ぞうがけたれば、あとは四ぞうにきわまつたといへば、かのものきいていやくるしからず、天竺にも三藏法師あり、我が町にも下の町にかじやの二藏もいまだそくさいなりと（正直咄大鑑）

○女の犯罪と暗示

佛國犯罪學者　ギロー氏述

◎婦女が犯罪を敢てする動機は大部分其情郎又は父兄より受くる暗示誘導から來て居る場合が多い、其薄志弱行は大に責む可しと雖も、其情狀は稍々酌量するに足るものがある。或女の犯罪は邪惡から起るのではなくして只だ情郎の歡心を得んが爲めに起る場合がある、婦女が情郎の爲めに竊盜を行ひ自らは何等直接の利益を享けざる實例は吾人の日々目擊する處である、曾て情郎より我夫を殺すことを勸誘せられた婦人が一瓶の硫酸を情人より受取りて之を夫に飲ましめることを約束した、或日酒盃に垂液を注がんとする一刹那に我勇氣の沮喪するを覺え瓶を拋つて終に其罪狀を自白した實例がある。

◎又勤勉正直なる或女は其父より淫猥なる願望を受け其兄弟より賤業を營み以て兄弟を扶助すべき勸誘を受けたるに拘らず之を拒絕したが一朝過つて或惡漢と契るに至り誘はれて監落ちをした、一旦或土地に落着いたが其女は職業を求めたけれども得ず、情郎も職業に有り付かうとはせずして只だ徒手傍觀するばかりである、其結果二人は直ちに困窮して情郎は女に勸むるに寶玉商の店に赴きて寶玉を盜み來ることを以てした若し女が それを拒まば男は女を棄て去らんと強迫した、女は初め容易に之を聽かなかつたが飢餓に顏すること二日にして終に情郎の強請に應じた、而かも其罪を行ふや素より迂拙を免れなかつたからして容易く其筋の手に捕縛せられた女に賦に繫がるゝや大に悔悟し其罪狀を自白して仕舞つた事もある、若い女の竊盜や放火は其病狂的の者を除いて概ね情夫に貢がんが爲めの出來心に起るものが多い、此種の婦女にして相當の監督と相當の修養とを有したならば惡性の情人を避けることが出來る、情人さへなければ決して斯る犯罪に陷る樣なことはないのである。

◎男の犯罪の大部分は父女が其加擔者となる場合が多い。女は男の威嚇に從ひ殊に戀愛の爲めには全然盲目となるのである、墮胎罪を犯す女の大部分は暗示に依て其罪を犯すに至るのである、墮胎罪には男も之れに干與する場合が多い、女のみの行爲と見做すのは大に過つて居る、世の中の醜評を避けしめんとて墮胎を迫るものは多くは情人である、女は男の爲めに墮胎を敢てするのみならず、裁判所に於ても自ら其罪を負擔するを辭せない、甚しきは其實父に姦せられ之れが誘導に依て墮胎し捕縛に就くに方つて父に關して語ることを拒み且つ之を掩護せんと試みる者さへある。

◎以上の外墮胎を敎唆する者は他にもある、女が已れの姙娠の事實を知るや素より之を免れんとするの情あるは勿論の事である、されば之に云つて此事に付ては別に悋うといふ觀念も有たずに躊躇する者が多い、此時に若し彼女にして曾て彼女と同樣の境遇に在り又幾多の經驗を重ねたる一女友にでも邂逅したならば其女友は老練なる產婆を指名し且つ或安固なる方法に依りて墮胎するの得策なるを敎唆する、玆に於てか惡へる姙娠女は遂に罪を犯すへく決心するのである。

暗示は概ね男子より起るものである、之たが理由は半は性的關係に歸す可く半は女の男に對する信任にも歸する、自然的に素行修まれる婦女を犯罪に誘陷せる機會も決して稀ではない、かの高等敎育を女性に授くるが如きは恐らく其一であらう、高等敎育は糊口上多大の用を爲さゝるを常とする、婦女が高等敎育を受くるに多分の費用と勞力とを費すことは勿論であるけれども之れに相當する報酬に決して得らる可きものではない、普通の人が十分敎育を受けた婦人を厭ふよりして女の緣疎くなることは獨り歐米の例ばかりに止まらない、而して此種の女の賴る運命は唯だ三つある、自殺、犯罪、賣淫即ち之れである、稀々清節あるものは自ら殺害し他の輩は笑を竊かに否らざれば間ち盜を行ふのである。

女敎師にして或店舖に入り手袋、洋傘、手巾、提袍等を盜みて繫囹の身となれる者がある、位置職業を得られざる爲めに竊盜する者がある、位置職業に得ても一家の生計を立てることの出來ぬ爲めに竊盜する者がある、又表面上女學生として世に立つが如く見せかけ裏面は一人又は數人の男の妾となりて生計の資を仰ぐ者もある、女學校の校長、敎員、又は文學的著作者又は音樂師にして處女寡婦を誘引とする者が其內面に立入りて見ると即ち一種の賣春婦たる者が世間には決して尠くない是等は決して高等敎育を受けたが爲めに新る境遇に立入たいふのではないけれども其斯くの如く耻づ可き境遇に其身を墮したのは又他よりの暗示を受けて然るに至たる者が多數を占めて居る、即ち或は男子より誘惑を受けた者もあらうし、又は已れと同境遇の女の實例より暗示を受けた者もあらう、要するに女が自ら進んで意進人の行らない事を行る例は滅多にない、之を考へて見ると暗示は實に女の犯罪の最大動機となると云てもよい、而して之を豫防するに以上の如く高等敎育も不可なりとせば唯だ餘ます處は嚴重なる家庭的監督を勵行して子女を成るべく犯罪的動機に觸れさせない樣にする外他に方法がないのである。(法律新聞)

○人類の遺傳

理學博士　山內繁雄

(上署)遺傳は親より受けたものとして、之を順繰に遡に辿れ行けば親から受けた遺傳質はつまり祖先より承け繼げる遺傳質に過ぎない事となる、然らば彼の敎育者間に講ぜらるゝ、其親一代に於て得たる特質即ち獲得性は遺傳するものなりや否やの問題であるが、人類の統計について考ふるに老いたる親の生める人に偉人多く、又長男よりは次男三男に優れたる人を出した例も多いから、親が若年の時よりも、漸く老熟して身に具へたる其特質をその子に傳へたものであるらしく見られる。併し、これは年のとれる親が若い時よりも多くの遺傳質を與へたのではなく、子の發育を十分ならしむる刺激を與へる事が若い年の時よりも用意周到になつた結果とも見られる。生物學の實驗からは獲得性の遺傳を否定して居る今日の處では後者のやうな理由であらうと考へる。一代間に已れの努力によれる獲得性の、子には遺傳はしないものと暫く實驗遺傳學のいふ處に從ふも、各個人その發育間に大に努力して智能を磨き、相寄りてよき

境遇、よき社會をつくり上げれば、そのよき境遇よき社會は、傳說として、歷史として殘る。個人の壽命は短いが、社會の傳說、歷史、文明は壽命長く、後代に傳はるから現代の人は前代から受けたその文明の上に、更に一層努力の成果を積み上げることが出來る。この社會狀態、文明が小國民をよく發育させる境遇となるのである。要之、親の身體を通じて受けたる遺傳質は子々孫々格別優れたる遺傳質を受けることなく、祖先傳來の遺傳質に過ぎぬもので、遺傳質にはさして進化はないが、境遇は世代を重ぬるに從ひて次第に進化する。從て時には進化せる時代文明の狀態には伴はぬやうな原始的遺傳質を其儘にもつて居るものもある。例せばアルコールの害毒を知りつゝ之を制し得ないもの、國體の繁榮の爲めに定めたる諸種の規矩に同じ得ないものなども出て來る、進みたる文明に伴ひかれたる落伍者が、強ひてこれに伴はんとしてあせる結果、神經衰弱に陷るものもある。つまり換へ得ない遺傳と換へ得る境遇との不調和を來すことゝなる。されば之が調和を計るには文明を進めずに行くか、或は人類の遺傳を進歩せしめるかの二事に歸するのであるが、遺傳を優良なるものとして、進める文明と調和せしめんとするが人種改良の企である

遺傳質は祖先より受け來つたものであるが、多數の生物の品種間には、優良なる遺傳質を有するものもある、又劣惡なる遺傳質を有するものもある。生物の品種を改良して優良なる遺傳質のものとする方法は、淘汰と雜種形成の二方途により實行し來つたので着々效を奏して居る。この劣惡なるものを淘汰し去ること、優良なる品種同士の雜種成形とは生物には無理なく實行される事であるが、人類には容易に行はれないのである。彼の米國に在りては、之が消極的に、犯罪者、泥酔者等を隔離し、且痼疾的の病者には結婚が許可されない。亦一方積極的に優良なる人士には結婚を奬勵しつゝあるが、こは頗る單純の如くにして、實は非常に困難なる事柄である。今日、地球上に立てる人種は、十萬年と云ふ長年月を經て今日の進歩を來したのであると推考さるゝも歷史的に言はゝ、有史以來、彼の希臘羅馬の文明以上に進歩せしや否や、此點より考ふる時は、曲線的で、多少は進歩し、多少は衰へて居る觀がある。而して今日は、境遇及び教育は勝つて居るが、遺傳質は格別の進化はなからう。而して實驗上、生物に於て行はるゝ事情は人類にも皆行はれて居ると云ふ事は注意に値するのであるから亦人類の繁榮を欲するには、不良種を除外し、善良の種子を傳播すると云ふ事か必要條件となるのである。且つ其親子間に於ける遺傳の如く、又社會的に社會より社會に讓る遺傳もあるべければ、是又念頭に置いて、社會國家の爲めに考へれはならぬ。（心理研究）

○東京市養育院の近況

東京市養育院昨年中の入院者總數は二千百三十八人で一昨年は二千三百七十五人、茲三四年間に於て一番少い、同院で取扱ふ入院者は行路病者が最も多く昨年中に千百二十四人を占めてゐるが大正三年の二千三百三十五人に比べると其半分にしか達しない、これは世間の上景氣から工業熱が勃興して生活に困つてゐた勞働者や貧民連が何れも職業を得て樂に暮せる樣になり從て變見や遺見も尠く行路病者も大分減て來た譯である本年は正月になつて寒さが酷くて行路病者が俄に殖えて來て元日から十日までの同院の收容行路病者三十六人を示し一番寒かつた九日には十八の行路病者を出してゐるがこれとて例年に較べると尠い、然し茲に最も注意すべき現象は昨年來市内に各種の工場が殖え從つて女子供の工場通ひが非常に增加した結果田舍者を欺いて一人に對し十圓位の見當で十二位の使ひ頃の女子供を連れて來て雇主に二十圓三十圓で賣りつぱす一種の人身賣買を公然の秘密でやるもぐり周旋屋が市内に夥しく出來て來たことである、而して同院での調査に依ると昨年中に此種の誘拐に會つた女子供で市内の各商店工場等に賣り飛ばされ雇主から酷使されたり仕事に出て路に迷ふて主家に歸れなくなつたりして遂見となり浮浪者となり惡少年の仲間入して警察から同院に送り込まれた女子供の數は昨年中に三百人からある、同院では此種の收容者に適當の方法でなるべく歸里へ送り返す樣にしてゐるが子を持つ親はよく此點に注意して惡周旋屋の餌先にかゝらぬ樣にして貰ひたいと云て居た（法律新聞）

通信

○浦和通信

一月二十一日（日曜日）午後一時より第八回浦和監獄職員家族懇話會を開催す時嚴寒の候なるも當日は幸に風なく暖かにして職員家族は正午頃より會場に充てたる監獄構外演武場に集り來り定刻までには會員の出席數二百餘名に達し其他來賓あり先づ幹事より開會を告げ次で

白井會長は大要「健全に新年を迎へ茲に第八回職員家族懇話會を開催するは同慶に堪へざる所なり而して會を重ぬる毎に會の趣旨が徹底し家族の修養の効果が職員勤務の上に實現しつゝあるは司會者たる吾々の大に滿足する所なり、此會が本日を以て第八回に達し年よりせば四年に達し即ち生後四歲に達したる譯にて赤兒を步行

せしむる迄に手引したる次第なれば今後は一層の進歩を見るに至るべく殊に本年は干支丁巳に當り巳は即ち蛇……蛇は冬季地中に蟄伏して英氣を養ふ乃ち是れ深く修め大に養ふ意義に通ず斯る年柄の上よりするも益修養に努めざるべからず又此蛇に因んで辨天さんを聯想す辨天さんは本據は印度に在る所の女神にして愛敬の標本を現したるものなり婦人は此愛敬が最も大切なり併し愛敬といふは單に顏面に愛の溢るゝのみを云ふにあらず心よりの愛敬にして愛敬の本據には禮の基礎なかるべからず內に眞の禮の觀念が備はりて始めて外形に各種の方面に於て禮なる行動が現はるゝなり即ち君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信皆是れ禮を以て終始し茲に始めて家治まり國治まるに至るべし特に婦人は禮の正しきを尊ぶ本年の干支に因み此點の修養を望む所以なり、家は妻女が克く治め主人には心の心配を懸けず職務に餘念なからしめ以て職務の成績を擧ぐると共に立派なる家庭を作るに於て始めて此會の趣旨が貫徹することゝなるなり

本日の講話は小島埼玉縣師範學校長に御依頼し同校長は多忙の折柄なるも本會の趣旨を賛同して之を快諾されたる次第にて是より同校長の講話あることなり宜しく講話を謹聽し充分修養に努められたし講話了て種々の餘興あることなれば平生家に在りて苦勞勝なる心を餘興に依り充分慰められ以て樂しき一日を送られんことを望む云々」

次て當日聘したる小島埼玉師範學校長は近時何事も虛飾に流るゝ風ある點より說き起し殊に婦人に於ける虛飾、子女敎養上に於ける家庭の虛飾に關して痛說し種々なる事例を引用し學校に於ける生徒の成績よりして家庭に於ける子女敎育の良否を寫知し得る事例を擧げて一時間餘に亘り講話され會員一同深く感動せり

終つて茶菓を饗應し夫れより餘興に移り謠曲、琴曲、講談、義太夫等孰れも本會に相應しきものを演し會員一同充分歡を盡して午後六時閉會せり。

○姫路分監便り

姫路分監に於て一月二十六日午後七時非番職員五十九名に對し非常召集を行ひたるが午後七時九分看守堂本竹三郎を先登とし寒氣凛烈なる宵の空氣を破て續々應召したるを以て直に囚情不穩なる假想の下に看守を各要所に配置し一時三十分間警戒の任に就かしめ午後八時三十分引上を命じ以て召集を締切り應召人員四十四名一同の服裝點檢を行ひ終て一同を會議室に召集し分監長より講評並に非常事變に處する心得を訓授し豫て用意せる茶菓を一同に給し各自の意見を交換し散解せり時將に午後九時三十分締切後殘員全部登廳したるも最も遲れしは午後十一時四十七分發票時を過ぐる約五時間にして其成績良好ならず將來大に研究を要するものありと認めたり

彙報

○勤續職員表彰式

松江監獄職員中にして滿二十年以上勤續左記之者に對し大正五年十二月十七日をトし之が表彰式を擧行せり當日午後一時典獄以下一般職員參列の上僚友會長伊藤典獄より永年勤續者表彰式擧行の旨を告げ四名に對し各自に表彰狀並に記念品を贈與し終て一場の訓授あり同二時式を終る

記

滿二十一年九ケ月、同一職務を勤續）看守部長　小村總太郎
滿二十四年七ケ月、同　〃　同　申佳謙明
滿三十一年四ケ月、同　〃　看守平野肇
滿二十一年九ケ月、同　〃　同　荒本恒太郎

追て紀念品として銀側懷中時計（但鎖付）一個を左記表彰狀と共に各自に贈呈せり

記

表彰狀

一、銀側懷中時計　但鎖付　壹個　　官氏名

奉職滿二十年錄其間孜々として獄務に精勵し功勞類著なるを認む依て頭書の物品を賜與し以て之を表彰す

大正五年十二月十七日

松江監獄職友會々長典獄正七位勳六等　伊藤孝之

（同に小使二名に對しても同樣表彰を爲せりと）

○在監者の被服及臥具の染料に就て　德島監獄に於ては從來各種の染料を採用したるも未だ理想のものを得ず常に之を遺憾とせるが殊に歐洲戰亂の結果は價格の暴騰となり品質の劣等となり一層經費は膨脹し染色の上には少からず障害を與へたり之れ等しく各監の經驗せし所にして何れも工夫研究に腐心せざるはなし元來監獄の欲する染料たる僅々赭色及淺葱色の二種に過ぎざれば事は至つて單純なるが如し而かも其否らざるは同一同量の染料を用ひて其時期を異にする毎に染色の均一を得るに難きを見て其難事の一たるを證するに餘りあり最近同監の研究採用せる左示の染料は未だ以て理想のものとなすに足らず亦敢て輸出優良にあらざるも比較的染着の可なると其染方單純にして然かも價格の低廉なるは時間の經濟と經費の節約に相當の効果を認めたれば益々研究を重ねつゝあり各監に於てもより以上の方法あらば速に發表されんことを望む由なり

赭色の部　　百反（三丈一反）

染料名	數量	單價	價格
泥狀フヲストブロン	十六貫匁	一貫一、圓一六〇	一八、圓五六〇
ヘンゾフヲストレツト	五十五匁	百匁一〇、〇〇〇	五、五〇〇
硫酸銅	百八十匁	〃　〇、五〇〇	、九〇〇
重コロム酸加里	百八十匁	〃　一、三〇〇	二、三四〇
計			二七、三〇〇

備考

百匁に對する原糸の處要數量十七貫匁

內

九貫匁　鐘紡　竪糸十六番

八貫匁　〃　同　橫糸十四番

染上の方法

最初適量の水を釜に入れ其沸騰を見て約三十分間糸を焚込みたる上水洗し泥狀フヲストブロン」を別の器物（釜又は桶にても可な

り）に入れ之れにて糸を染上げ硫酸銅と重コロム酸加里を以て止めを施し再たび水洗を爲し更に別器に「ヘンゾフヲストレツト」を入れ之れにて染上げ然る後其染糸を約三十分間煮沸の後水洗仕上をなす

淺黃色の部　　四反（同上）

染料名	數量	單價	價格
硫化染料（チヨフヲス）	八百五十匁	百匁圓四、三五七	三七、圓一八八
同　題目（B）	液　百二十匁	〃　同	五、二五〇
硫化曹達	五百匁	〃　、一三四	、六七〇
炭酸曹達	八百匁	〃　、〇四八	、三八四
硫酸曹達	一貫百匁	〃　、一一〇	、一一〇
計			四三、六〇二

備考

百匁に要する原糸所要數は前に同じ

染上の方法

豫定の染料全部を釜に入れ沸騰せしめ凡そ三十分間原糸を浸し五六回之を攪拌の後引上げ水洗をなす但初回染に殘り題液として百二十匁を要す次回よりは其殘液を題液とす而して題液となす染料の溶解に要する水量は糸一丸に付約四斗の割合なり

○前橋監獄報告　前橋監獄にては豫て典獄の主唱に依り職員又は家族等の不幸に際し弔慰料を贈りたるときは之に對して斷然物品等の返禮を廢し又斷じて之を受けざることゝし若しも供養の意味より之に答酬せんとの志あるものは可成之を慈善的の方面に應分の寄贈を爲すことに申合せ既に昨年以來實行しつゝある由なるが先般同監獄在職中死去せる醫務主任たりし太田曆二郎氏の一周年忌に相當するより在京の同氏の遺族總代に於て道弔會を營み一面同監職員に對し道弔の爲め茶菓料として金十圓に鄭重なる書面に添へて寄贈し來りたるより同職員は其厚意を諒して一旦之を受納したる上篤て前記の如き申合もあるを以て其芳志を空せざると共に永く氏を記念せんが爲めとの有益の資に善用せんと今般協議の上群馬縣佛教聯合保護會へ寄贈したるところ同會にては深く其旨趣を諒し基本金に編入るゝことゝし鄭重なる謝狀を送り越せりと云ふ

○被告人の縊死　橫濱監獄在監傷害事件被告人露國義勇艦隊乘組機關士アントンドブヤヤローは昨年十二月二十九日午後六時頃居房に於て貸與着衣の細紐を外窓の鐵格子に結び付け縊死を遂けたり原因等に付ては不明なりと

○女囚の逃走及逮捕　松山監獄宇和島分監拘禁受刑者強盜殺人無期懲役西村タマは一月四日午前八時三十分頃洗濯夫に從事中洗濯物取入の爲めに附屬物置に入りしに同所內に格納ありし梯子と同所內に在りし淺葱色袷長衣及縞袢二枚剛垂一筋を持出し扉等の設備なき病監棟の小門を通過し北側外圍土塀に右梯子を立掛け塀上に登り逃走を遂けたり然るに同日午後一時警官の爲めに

遺憾せらる動機としては幼稚なる子女を懸念せる爲らんと

○死刑囚の逃走豫備　大阪監獄堺川分監在監强盜放死筆死刑確定岩土由太郎は昨年十二月三十一日午前十一時頃逃走の目的を以て監房格子を切斷せんとしたるも同房者の抗議に依りこを中止したり本人は性質粗暴分別心に缺くる所あり生命刑を受けたるを以て單に逃走に依り此苦痛を脫せんと欲したるに外ならざるなりと

○受刑者の縊死　豐多摩監獄在監受刑者竊盜懲役十月小野寺儀三郎は一月八日午前六時五十五分頃圖を折重れ踏臺とし貸與の三尺帶を居房の鐵格子に懸け縊首し自殺を遂ぐ原因は老境に頽し妻子は現存するも數年來殆んど離別せるの狀態に有之旁前途を悲觀し厭世の念に驅られ此擧に出てたるらしと

○在監人の變死　福岡監獄在監竊盜懲役二年山田久四郎は一月八日午後一時四十五分頃居房未成年監に於て作業品たる麻小繩を八條として窓格子の鐵橫棧に環狀に掛け氷襟を踏臺とし縊首せるを發見したるに依り應急手當を加へたるも蘇生せず何等原因の認むべき事情なきも一時厭世悲觀の結果なるべしと

○被告人の變死　秋田監獄在監放火事件被吉人多賀谷長治は一月十五日午前八時五十分頃理髮夫をして突互被告人の理髮をなさしめ居たる際同人は看守者の隙を窺ひ剃刀一挺を手に取り自らの咽喉部を掻切り出血多量の爲め遂に絕息せり原因は身體虛弱なる爲め被告事件に關し自己の將來を憂ふる餘り厭世の念を起したるものならんと

○受刑者の縊死　千葉監獄在監竊盜懲役十五年越川仙藏は一月十九日午前六時頃監房窓に縊首し居るを發見し手當を加へたるも遂に蘇生せず自殺の原因は長刑を悲觀せるものなりと

○被告の變死　甲府監獄在監竊盜被告入澤口文次郎は一月二十三日午後六時三十四分頃居房鐵格子に自己の褌を二重に爲したるものを掛け縊首し居るを發見し應急手當を加へたるも蘇生するに至らざりし原因は刑の免かれざるを悲觀せるためと

○被告人の自殺未遂　岐阜監獄高山分監在監贓品事件被告人阪下吉五郎は一月十二日午前十一時頃領置係が同人の携帶品を取調中同人は携帶品中の紙に包みし剃刀を物に憤中に包藏し取調終了後其剃刀を足袋底に入れしを看守者は之に氣付かざるのみならず護送して監房前に至り足袋の中に注意せずして入房せしめたり爲めに同日午後三時頃右剃刀にて心窩部及臍上に三ヶ所の橫創を負ひ苦悶中之を發見し手當を加へたるに經過頗る良好にして二週間後には全治の見込なりと

○被告人の逃走　宮城監獄石卷出張所在監詐欺取財被告人宮澤孝之は一月二日午前零時二十分頃居房の裏鐵ボート二十三本錐の向て右より二本目を上部に突き上げ下部を鑿木の上端にまで外しボートを弦月形に曲げ拔取り脫出逃走を遂げたり動機は再三の

犯罪を悔悟せる爲るならんと

○受刑者の逃走　福岡監獄久留米分監在監竊盜懲役十年田鍋芳右衞門同竊盜懲役八年佐々木早太郎兩名は一月十八日午前七時五十五分頃同監特別女監建築場の假設板塀に取付ある戶扉の鎖鑰を開き逃走せるよし

○慈善敎會創立　全國救濟團體約千の內東京府下の救濟團體は百三十を算しつゝあり其數少きに非ざるも尙ほ既存の施設は改良發展を企圖し隨て斷業從事者の慰藉奬勵を圖り且各事業の聯絡を圓滑ならしむるに刻下の必要事なるを以て東圍內務部長、安達市養育院幹事、丹羽府理事官、山室救世軍大佐補、宮本佛敎聯合會長、景山福田會理事、留岡家庭學校長、武田自立會理事、原出獄人保護所主管、淵邊勞働共濟會理事の十一氏發起人となり十一日午後三時より東京府廳內に相談會を開き是れが機關を設立する事となりたり其要領左の如し

會名を東京府慈善協會と稱す▲府下慈善救濟事業の聯絡普及竝に其改良發達を計り兼て斷業從事者の慰藉奬勵を圖るを目的す▲每月一回例會を開き每年臨時に大會を開く▲府知事を會長とし內務部長を副會長とす外に顧問、理事、評議員各若干名を置く

叙任

叙從四位　監獄局長　谷田三郎
叙正八位　典獄補（東京）　岡部常
　　監獄醫（廣島）　吉田遲
監獄醫ヲ命シ三級俸下賜廣島監獄勤務ヲ命ス
　　典獄補（長崎）　大原公平
任典獄叙高等官七等八級俸下賜鹿兒島監獄勤務ヲ命ス
　　司法屬　秋元源次郎
任典獄補叙高等官八等七級俸下賜長崎監獄片瀨分監長ヲ命ス
叙從七位　監獄醫（高松）　小笠原圓齋
任司法屬給六級俸　看守長（前橋）　藤井藤藏
同　給七級俸　同（京都）　和田岩雄
叙正八位　同（宇部宮）　坪野松爲三郎
同　同（浦和）　井上榮次
同　同（奈良）　岡村達太
同　同（廣島）　森龜吉
　　同（盛岡）　福村太三郎
　　看守（前橋）　永井樽太郎
任看守長給十級俸前橋監獄勤務ヲ命ス

任看守長月俸二十三圓給與京都監獄勤務ヲ命ス　看守（京都）　幡馬作次郎
任看守長月俸二十三圓給與盛岡監獄勤務ヲ命ス　看守（盛岡）　赤林市郎
叙勳八等　看守長（靜岡）　今川賴一
同　同（千葉）　大塚安次郎
同　同（松江）　前川德太郎
同　同（靜岡）　白土壽朔
同　同（高松）　篠原德太郎
同　同（同）　石川平次郎
同　同（同）　林弘道
同　看守（大阪）　板倉友次郎
叙正八位　同　古田耕司
任看守長月俸二十三圓給與大阪監獄勤務ヲ命ス　裁判所書記（臨町區裁判所）
兼任看守長福島監獄勤務ヲ命ス　典獄（鹿兒島）　佐藤元次郎
依願免本官　監獄醫（三池）　宮川嘉久藏
同　看守長（熊本）　長谷場省介
同　（奈良）　岡村逸太
給六級俸依願免本官　同　（廣島）　坪井熊太郎
同　（死亡）　同　（廣島）　坪井熊太郎

會報

○茶話會

一月十三日（第二土曜日）午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す當日の講師は藤田靈齋氏にして同氏は演題を「息心調和法ニ就テ」と命じ先づ總說として目的、解圍を叙し次に息の部に入り調身法（姿勢）に付て詳述する所あり以下呼吸法息法、組織的完全調和息法等に論及し更に心の部に進み調和心又は安心退治の方法より公案服讀等に及び尾々として其要訣を辯じ三時間餘に渉る興味津々たる演說は午後五時十分を以て終了し滿堂拍手の間に降壇せられ後別室に於て茶菓を饗し會員各自襟を披ひて懇話を交へ午後六時散會せり本日來會者の氏名左の如し

西岡　茂樹　仁科　正枝　長尾　進　常石政次郎
西原　幸藏　佐伯　導信　染谷　孝恭　中村　繕吉

國廣　徹　山中儀三郎　井上　榮次
蔡原　德壽　大石　德　梶田　一郎　齋藤　庸清
長谷場圭介　秋山　太郎　宮崎　儀助　土屋　彌
土屋　孝三　毛利　榮敎　黑田源太郎　大越　岸太
柴田常次郎　山仲喜平治　中村　利義　島本　本治
白崎　多藏　上田茂登治　菊　樂英　秋庭　正道
曾野　淺造　稻葉德次郎　岩口　源重　井田　政吉
島本　廣介　齋藤　友治　山本彌四郎　本莧　英龍
石田又四郎　小丸源左衛門　多田　正廣　大濱市太郎
田村　利雄　岩西定二郎　林　定弘　上原勘右衛門
宮澤　正義　長谷川鐘太郎　田中　治輔　行々鼻尙友
大村　圓昭　芥川　信　栗野福二郎　堀江　哲艾
高木安次郎　羽柴鴨之助　給羽仲治郎　峰岸　邊
麻生　日生　宇田　實　淺田　廣輔　上野　泰吉
赤城　一雄　岡見　數馬　龜田　源藏　飯島　藤作
佐々木豊茂　小橋川昭陵　景山　榮志　渡邊播太郎
青木七太郎　上本　ミヨ　谷古宇喜助　淡部　信平
島田　榮道　原　夫次郎　有馬四郎助　鈴木　信彌
野口　讓道　坪井　直彥　小山　温　今村力三郎
北島　良吉　谷田　三郎

○贈與金

鹿兒島監獄典獄佐藤元次郎氏は今回退職せるに付き本會內規に依り本月十五日金五拾圓を贈呈し又一月十一日及同二十九日附を以て元大阪監獄看守湯淺安太郎氏外四十四名に對し本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り參圓以上拾圓迄の金員を贈與せり

○地方部長囑託

典獄　大原公平

鹿兒島地方部長を囑託す

○監獄官練習所の開所

本年を以て其第九回生を養成すべき監獄官練習所は來三月一日より開始の豫定を以て谷田同所長は各典獄及び本派本願寺敎學課長に對し一月末日附にて通知書並に論文試驗問題等を送附あり

司法省監獄公文

○司法省監獄局監甲第三五號（大正六年一月三十日各監獄局長通牒）

監獄法第二十五條ニ依リ在監者ノ就業ヲ免スヘキ大祭祝日ハ一般ノ休日タルト否トヲ區別セサルカ故ニ大正元年勅令第十九號ノ休日タル祭祝日ハ勿論縱令休日トナラサルモノト雖モ明治四十一年皇室令第一號皇室祭祀令第九條ニ依ル大祭當日ハ免業セシムヘキ儀ニ有之右期日ハ曆及官報ニ依リ御承知相成度此段及通牒候也

追テ明治四十一年十月監甲第二六號通牒ハ自然消滅ノ儀ト御承知相成度此段申添候也

○司法大臣官房總務課往第八八號（大正六年一月三十日各監獄典獄宛司法大臣總務官通牒）

競爭契約ニ關スル廣告ヲ官報ニ揭載スヘキ原稿差出方ニ付テハ大正三年六月二十九日付往第二五二號ヲ以テ及通牒置候處官報揭載ノ原稿ハ平日ハ午後二時三十分土曜日ハ午前十一時迄ニ送付アリタキ旨印刷局ヨリ通牒有之右時限後ノ原稿ハ翌日又ハ翌々日ノ官報ニ揭載セサル事ト相成居候處前記廣告原稿ニシテ本省ヘ到着ノトキ已ニ右時刻ヲ經過シタルモノ有之依テ所定期日ノ官報ニ揭載シ難ク或ハ返戻シ又ハ再三電報往復ヲ爲シ爲メニ手數ト費用ヲ要スルコト不尠候條自今原稿發送ノ際ハ豫メ本省ヲ經テ印刷局ヘ到達ノ日取ヲ計リ廣告期間ニ不足ヲ生セサル樣御注意有之度尙原稿ニ揭載方依賴書等ヲ添ヘ發送スル向有之候處右ハ特ニ必要ナキ限リハ之ヲ要セス候ニ付原稿欄外ニ「官報原稿」ト記載シ差出相成度此段及通牒候也

○司法省法務局刑乙第一九八號（大正六年一月十七日檢事長檢事正宛法務局長通牒）

在監被告人ノ上告趣意書差出方ノ義ニ付刑事訴訟法第二百七十八條及第二百八十五條第二號ノ解釋ニ關シ取扱上注意方本日別紙ノ通典獄ニ對シ通牒致置候條爲念此段及通牒候也（別紙ハ次頁ノ通）

○司法省法務局刑乙第一九八號（大正六年一月十七日各監獄典獄宛法務監獄兩局長通牒）

在監被告人ノ上告趣意書差出方ノ義ニ關シ今般大審院ニ於テ別紙ノ如キ判決趣旨ニ依リ其趣意書カ縱令法定期間內ニ監獄ノ長ニ提出シタルトキト雖モ該期間內ニ上告裁判所ニ到着スルニ非サレハ其效ヲ生セサルコトニ決セラレタル趣ヲ以テ檢事總長ヨリ照會ノ次第モ有之候條爾今在監被告人ニシテ上告趣意書ヲ差出サントスル場合ニ於テハ當該監獄官吏ニ於テ遲滯ナク發送ノ手續ヲ爲シ以テ事務取扱上ノ緩急ニ因リ被告人ヲシテ不利益ノ結果ヲ生セシメサルコト無之樣御留意相成候樣致度此段及通牒候也

（別紙）

判決要旨（大正五年れ第二四〇七號大正五年十一月二十日大審院第二刑事部言渡）

刑事訴訟法第二百七十八條ノ規定ニ於テ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出スコトニ關シテ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十五日前タルコトヲ要スルハ之ニ依リ裁判ノ準備ヲ爲ス期間ヲ存スル趣旨ニ外ナラス故ニ上告申立人カ適法ノ期間內ニ上告趣意書ヲ差出シタルヤ否ヤハ其勾留ヲ受ケタルト否トニ區別ナク總テ上告裁判所ニ上告趣意書ノ到達シタル時ヲ以テ標準トシテ之ヲ決セサルヘカラサルカ故ニ申立人カ趣意書ヲ監獄署ニ差出シタル時ハ其期間內ナリシコト明ナリト雖モ其趣意書カ大審院ニ到達シタルハ右期間後ニ屬スルトキハ上告申立人ハ適法ノ期間內ニ上告趣意書ヲ差出シタルモノト云フヘカラス故ニ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ棄却スヘキモノトス

以上

○司法省監獄局監甲第四一號（大正六年二月五日各監獄典獄宛監獄局長通牒）

檢證其他ノ事由ニ因リ在監者ヲ一時警察官署ニ引渡中逃走シタル場合統計小票出監事由欄記載方ニ關シ疑ヲ挾ム向有之候處右ハ逃走ヲ以テ整理シ監獄ノ逃走ト區別スル爲メ其事由ヲ餘白ニ附記相成候樣致度此段及通牒也

左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○官吏遺族扶助法ト民法施行以前ノ婚姻

民法施行以前ノ婚姻（即チ明治三十一年七月十六日以前ノ婚姻ヲ指ス）ニ付テハ官吏遺族扶助法等ニ特別ノ規定アラサル限リハ當時ノ一般法タル明治八年太政官達第二百九號及ヒ明治十年司法省達丁第四十六號ニ依リ其效力ヲ判斷セサルヘカラス

右太政官達第二百九號ニ依レハ婚姻ハ相對熟談ノ上タリトモ雙方ノ戸籍ニ登記セサル内ハ其效ナキモノト看做ス云々トアリテ戸籍ノ登記ヲ結婚ノ必要條件ト爲シタルモノノ如クナルモ司法省達中太政官ノ指令ニ第二百九號ノ論達後其登記ヲ怠リシ者アリト雖親族近隣ノ者モ夫婦ト認メ裁判官ニ於テモ其實アリト認ムル者ハ夫婦ヲ以テ論スヘシ云々トアルニ由リ之ヲ觀レハ該太政官達ハ戸籍上ノ登記ヲ以テ婚姻成立ノ唯一ノ要件ト爲シタルモノニアラスシテ塲合ニ依リ登記ナキモ結婚ノ效力ヲ認メ得ヘキ餘地アルモノト解釋セサルヘカラス是レ該達ノ末文ニ届出方等閑ノ所業無之樣精々論達可致云々ト記載シタル文意ニ徹スルモ其旨趣ノ在ル所ヲ推知スルニ足ルモノトス

○印紙切手類ヲ毀損シタル塲合ト辨償額

物品會計官吏カ故意ニ自己ノ保管ニ係ル印紙切手類ヲ毀損シタル塲合ニハ毀損シタル印紙切手類ノ製作費ヲ辨償セシムヘキヤ或ハ毀損シタル印紙切手類ノ額面相當價格ヲ辨償セシムヘキヤト謂フニ物品會計官吏ガ故意又ハ怠慢ニ依リ印紙切手類ヲ毀損シタルトキハ其ノ物ノ效用ヲ滅シ當該印紙切手類ノ保有スル價格ヲ滅却シタルモノナルヲ以テ毀損當時其ノ物ノ保有セシ價格即チ額面相當價格ヲ辨償セシムヘキモノトス



監獄局長谷田三郎君講述

免囚保護事業に就て

實費金貳拾錢を以て頒つ

本書は免囚保護事業の理論竝に歐洲の先進國に於ける斯業發達の徑路と現時の執務狀態を述べたるものにして所說簡明要約以て斯業の大體を知るに足るへき唯一の教科書なり而して今や免囚保護の必要漸く社會に認識せられ又數回の恩赦に依て多數の免囚を出し益世人の注意を喚起するに至れり而かも我國從來此種の事業を說明せる書籍に乏しかりき是を以て本會は曩に講者の承諾を得て上梓せる增刷の餘部あるを以て希望者に頒たんとす

財團法人　輔成會

勝友叢書
第三編

覺めたる友

菊判二百六十四頁
定價五十五錢
送費不要

本書は豫告の如く其内容主として出獄者の眞心悔悟せる者に就き其犯罪の徑路改悛の動機を詳叙せるものなるか故に囚人之れを熟讀せは失敗墮落の跡に付き大に改過啓發することを得否らさるものに在ては又前車の覆轍に省みるを得へく司獄官に在ては犯罪の動機犯人の心理を明かにして感化の道を講するに便に其他刑事學者に在ても偉大の研究資料たるは勿論殊に免囚保護事業の當路者乃至一般社會敎化に留意するの士に於ても有益にして趣味ある文籍たるを疑はす

監獄協會

大場法學博士校閲　根本豎太郎著

指紋法解說

菊判百五十八頁
插圖百九十五個
實費
郵稅共金三十六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

法學士　廣中佐兵衛述

貧民制度並ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費
郵稅金二拾四錢

著者ハ多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ本書ヲ編述ス本邦未タ救濟事業ニ關スル著書ニ乏シキ此際必スヤ讀者ヲ稗益スル所尠カラサルヘシ

右兩書ハ本會此種智識ノ普及ヲ圖ル爲メ特ニ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ

監獄協會主事
北島良吉著

法窓隨筆

△再版出來

總クロース金文字入
定價郵稅共金五拾錢

監獄協會

小生左ノ場所ニ移轉致候

大正六年一月

東京市麻布區新網町一丁目二十二番地

北島良吉

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正六年二月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町二丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院